

検査制度に関する意見交換会合

第 1 1 回議事録

原子力規制委員会

第11回 検査制度に関する意見交換会合 議事次第

1. 日 時：令和5年3月13日（月）14:30～17:20

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室A

3. 出席者

(1) 原子力規制委員会

田中 知	原子力規制委員会	委員
杉山 智之	原子力規制委員会	委員
森下 泰	長官官房	審議官
武山 松次	検査監督総括課	課長
櫻田 道夫	検査監督総括課	原子力規制制度研究官
渡邊 達樹	検査監督総括課	課長補佐
米林 賢二	検査監督総括課	検査評価室 上席検査監視官
笠川 勇介	検査監督総括課	検査評価室 室長補佐
杉本 孝信	安全規制管理官	(実用炉監視担当)
小野 達也	実用炉監視部門	上級原子炉解析専門官
大向 繁勝	安全規制管理官	(核燃料施設等監視担当)
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門	統括監視指導官
平野 豪	核燃料施設等監視部門	主任監視指導官
奥山 茂	核燃料施設等監視部門	主任監視指導官
高須 洋司	安全規制管理官	(専門検査担当)

(2) 外部有識者（五十音順）

勝田 忠広	明治大学 法学部	教授
米岡 優子	一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構	理事

(3) 事業者

酒井 修	原子力エネルギー協議会	理事
富田 邦裕	原子力エネルギー協議会	部長
春名 潤	原子力エネルギー協議会	副長
岡田 誠	原子力エネルギー協議会	副長
山田 清文	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部 部長
滝沢 慎	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部 保安全管理 グループ グループマネージャー

山口 哲也	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部	保安管理 グループ 担当
菅 陽介	関西電力株式会社	原子力事業本部	原子力発電部門 発電グループ マネージャー
森永 和寛	関西電力株式会社	原子力事業本部	原子力発電部門 発電グループ 担当
近藤 哲緒	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	廃止措置実証部門 廃止措置部 次長
高橋 康雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ	安全・品質保証部 品質保証課 課長
沖本 克則	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課 課長
清水 和幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課 MG
鈴木 快昌	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 再処理廃止措置技術開発センター 技術部 品質保証課 主査
吉田 健一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 保安管理部 施設安全課 課長
古橋 秀雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 保安管理部 施設安全課 MG
杉山 顕寿	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 保安管理部 施設安全課 技術副主幹
鎌田 和樹	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 保安管理部 施設安全課 主査
大島 史一	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所	核燃料・バックエンド 保安管理部 施設安全課 主査
松本 潤子	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所	保安 管理部品質保証課 課長

福島 学	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 管理部品質保証課 技術副主幹	原子力科学研究所保安
大内 靖弘	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 管理部品質保証課 技術副主幹	原子力科学研究所保安
梅澤 克洋	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 一 計画管理室 技術副主幹	人形峠環境技術センタ
伊東 康久	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 一 安全管理課 課長	人形峠環境技術センタ
西村 善行	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 一 安全管理課 マネージャー	人形峠環境技術センタ
金井 克太	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安管理課 課長	青森研究開発センター
安 和寿	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 保安管理課 マネージャー	青森研究開発センター
川俣 貴則	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 部 施設安全課 技術副主幹	大洗研究所 保安管理
菊池 光	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 部 施設安全課 課員	大洗研究所 保安管理
八木 理公	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 統括本部 安全管理部 安全・品質保証課	安全・核セキュリティ 課長
薄井 利英	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 統括本部 安全管理部 安全・品質保証課	安全・核セキュリティ MG
米澤 秀成	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 統括本部 安全管理部 安全・品質保証課	安全・核セキュリティ 職員
伊勢田 浩克	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 統括本部 安全管理部 施設保安管理課	安全・核セキュリティ 課長
大内 諭	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 統括本部 安全管理部 施設保安管理課	安全・核セキュリティ 技術副主幹
中村 圭佑	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 統括本部 統括管理室 技術副主幹	安全・核セキュリティ
大久保 哲朗	日本原燃株式会社 安全・品質本部安全推進部	部長
黒石 有毅	日本原燃株式会社 安全・品質本部品質保証部品質保証グループ	グループリーダー
青野 洋和	安全・品質本部 品質保証部 保安監視グループ	リーダー
中村 義武	日本原燃株式会社 安全・品質本部安全推進部安全推進グループ	副長

小又 智	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部	副部長
三橋 雄志	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部	安全・品質保証課 主査
久野 義夫	三菱原子燃料株式会社	安全・品質保証部	安全・品質保証課 主査
黒石 武	原子燃料工業株式会社熊取事業所	環境安全部	グループ長
瀬山 健司	原子燃料工業株式会社東海事業所	環境安全部	グループ長
川村 慧	原子燃料工業株式会社東海事業所	環境安全部	安全管理グループ員
白神 孝一	原子燃料工業株式会社東京本社	品質・安全管理室	室長
森 延秀	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部	担当副部長
亀崎 善紀	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部	保安管理課 課長
小高 大	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	保安管理部	保安管理課 担当課長
鈴木 美寿	東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻	特任教授
間渕 幸雄	東京大学大学院工学系研究科	原子力専攻	技術専門員
内山 孝文	東京都市大学	原子力研究所	管理室長
蒲生 秀穂	株式会社日立製作所	王禅寺センタ	長
小木曾 拓也	株式会社日立製作所	王禅寺センタ	技師
小澤 朋紀	株式会社日立製作所	王禅寺センタ	技師
熊埜御堂宏徳	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	原子炉技術担当部長
増山 忠治	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	臨界実験装置室長
山田 茂	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	放射線管理室長
伊藤 正悟	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	放射線取扱主任者
藤江 誠	東芝エネルギーシステムズ(株)	原子力技術研究所	放射線管理室員
大村 直孝	学校法人立教学院	立教大学原子力研究所	管理室長
杉山 亘	近畿大学	原子力研究所	原子炉主任技術者代行者
畠中 照夫	公益財団法人核物質管理センター	安全管理室	室長
伊藤 寛	公益財団法人核物質管理センター	東海保障措置センター	技術副主席
吉田 勝則	公益財団法人核物質管理センター	東海保障措置センター	安全施設課 課長代理

武内 信義	公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター	参事
向井 利一	公益財団法人核物質管理センター	六ヶ所保障措置センター	安全管理課 課長代理
佐藤 泰彦	MH I 原子力研究開発株式会社	安全管理部	部長
折井 明仁	MH I 原子力研究開発株式会社	安全管理部	次長
町田 博	MH I 原子力研究開発株式会社	安全管理部	主幹
青木 聖	MH I 原子力研究開発株式会社	安全管理部	主任
水迫 文樹	日本核燃料開発株式会社	保安管理部	部長
油田 良一	日本核燃料開発株式会社		社長補佐
土橋 弘和	日本核燃料開発株式会社	研究部	ホットラボグループ グループリーダー
齋藤 康宏	日本核燃料開発株式会社	保安管理部	工務グループ グループリーダー
水戸 紀之	日本核燃料開発株式会社	品質知財本部	部長代理
近藤 政義	日本核燃料開発株式会社	保安管理部	安全管理グループ グループリーダー
高橋 毅	日本電気協会	原子力規格委員会	副委員長
高橋 由紀夫	日本機械学会	発電用設備規格委員会	副委員長

4. 議 題

- (1) 令和4年度第3四半期の原子力規制検査等の結果
- (2) 各事業者におけるCAPシステムの運用状況
- (3) 令和4年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた運用改善のための検査ガイドの改正案
- (4) 核燃料施設等における重要度評価検討の状況について

5. 配布資料

資料1	令和4年度第3四半期の原子力規制検査等の結果（原子力規制庁）
資料2	CAPシステムの運用状況について（日本原燃株式会社）
資料3-1	令和4年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた運用改善のための検査ガイドの改正案（原子力規制庁）
資料3-2	第11回検査制度に関する意見交換会合 検査ガイド類改訂案に対するコメント（原子力エネルギー協議会）
資料4	核燃料施設等における重要度評価検討の状況について（原子力規制庁）
参考	原子力規制検査における課題への対応スケジュール（原子力規制庁）

6. 議事録

○武山検査監督総括課長 それでは、定刻になりましたので、第11回検査制度に関する意見交換会合を開催いたします。

本日もWEB会議システムを用いた開催としておりますので、あらかじめ御了承ください。

本日は、原子力規制委員会から杉山委員に御出席いただいております。後ほど田中委員が途中から参加する予定となっております。また、外部有識者の先生方として米岡先生、勝田先生に御出席いただいております。

なお、政府のマスク着用の考え方の見直しを踏まえて、本日から原子力規制庁の職員においては、マスク着用は個人の判断に委ねることになっておりますので、この点について御承知おきください。

本日の議題ですけれども、議題は議事次第にあります四つの議題について、本日は意見交換を行いたいと思っております。

まず、最初の議題1ですけれども、令和4年度の第3四半期の検査結果についてでございます。これについて、私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

資料1というのがございます。これは2月15日の原子力規制委員会のほうに報告をした資料でございますけれども、これについて検査指摘事項を中心に説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料1の2の(2)です。検査指摘事項というところがございます。第3四半期において検査指摘事項は3件ございました。3件についてですけれども、まず、一番最初は、大飯発電所の3、4号機の海水管トンネル内のスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置というものでございます。重要度を緑、深刻度をSLIVとしております。これについては、9月12日から実施した火災防護の3年のチーム検査において海水管トンネル内に設置されているスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器2個が不適切な箇所に設置されていることを原子力検査官が確認をしたというものです。

事業者を確認したところ、ほかの発電所の検査指摘事項を踏まえた未然防止処置として、火災区域、火災区画に設置されている煙感知器の全数調査を行って、不適切な箇所に設置している煙感知器47個を把握して、移設を完了したというふうに記録がされていたと。

事業者が、原子力検査官から指摘を受けて改めて確認をしたところ、調査範囲からこの海水管トンネル内が漏れていたということが明らかになって、このトンネルに設置している煙感知器の全部の19個のうち2個が不適切な箇所であったというものでございました。

次のページを開いていただいて、2.で高浜発電所の4号機の異物混入防止不備による加圧器逃がし弁の出口温度上昇というものでございまして、これは事業者が定期検査中に高浜4号機の加圧器逃がし弁のシートリークによって警報が発信して、点検調査をするためにその弁の元弁を閉止した結果、運転上の制限を満足しないという判断をしています。

この原因調査の結果は、弁の分解点検に関して、事業者の社内マニュアルに弁の分解、組立て作業時に異物混入防止のための具体的な記載がなくて、定期検査で実施した分解点

検において弁の組立て直前に部品の拭取作業が実施されていなかったということによって異物が内部に侵入して、シート部に噛み込んで、シートリークが発生したというものでございました。

それから、3番目は、核燃料施設ですけれども、大洗の研究所のホットラボにおけるローカルサンプリングシステムの不適切な運用ということでございます。これについては追加対応なしで、SLIVという評価になっておりますけれども、これはホットラボにおいて検査官が設備の稼働状況を確認するために、現場ウォークダウンをしたところ、ローカルサンプリングシステムの空気中の放射性物質の捕集部分の一部を停止しているということが確認されたというものでございまして、これを事業者を確認したところ、ホットラボにおいて、少なくとも昭和58年3月から長期にわたって室内の空気のサンプリングに係る適切性を検討することなく、この停止がされていたというもので、保安規定に定める要求を満足していなかったというものでございました。

第3四半期について、この3件のみが指摘として挙がっているということになっております。

簡単ですけれども、以上でございます。

本件に関して御意見はありますでしょうか。

勝田先生、お願いします。

○勝田教授 すみません。細かい質問なんですけど、1件あります。

通し番号6ページの大飯発電所についてです。先ほどの説明で本文の中ほどでしょうか。協力企業に委託する際に、調査範囲を明確にせずというふうに書かれているんですが、これについて、そもそもなぜ指示を出せなかったのか、もし理由があれば教えていただけるとでしょうか。よろしくをお願いします。

○武山検査監督総括課長 これは高須さん、お願いします。

○高須安全規制管理官 規制庁専門検査の高須でございます。

なぜ漏れたかについては、具体的なところは聞いてませんが、事業者と協力事業者とのやり取りの中で、ある意味、そこを明確にせずに確認をして調査をしてくださいという発注だけになっていたんで、受けた側は、ここにそういう火災報知機がついているということ認識せず、建屋の中、トンネルまではないという認識でお互いが認識されてなかったというふうに理解をしているところです。

○勝田教授 分かりました。ありがとうございます。

何か個人的に思ったのは、例えばスケジュールがタイトでこれを忘れてしまったとか、あるいは、普段から十分な説明のないままやっていたのかどうか、そこら辺をちょっと知りたかったんですが、そういう意味では、まだちょっとはっきりしてないという理解でいいでしょうか。

○高須安全規制管理官 規制庁、高須でございます。

はっきりしてないというか、いわゆる発注側が明確に指示していないし、それを受けた

側は不明確のままやっていたというところだというふうに理解しています。

○勝田教授 分かりました。ありがとうございます。

○武山検査監督総括課長 規制庁の武山ですけれども、今日関西電力さん、参加されていると思うのですけれども、関西電力さんから、これについて何か認識というのはいただけますか。

○菅グループマネジャー（関西電力） 関西電力の菅でございます。

御質問の件、規制庁さんから御説明いただいた内容でほぼほぼ合っているんですけども、補足だけさせていただきます。

この件、当社から協力会社に対して、先ほど御説明いただいたとおり、点検してくださいと、火災区域に関して全数点検してくださいというお願いはしていたんですけども、図面を用いて、こことこことこを見てくださいというような形では依頼してなかったのが1点です。

あともう一つ、その調査に基づきまして47か所不具合箇所を修正したんですけども、この箇所を見た上でこの47か所を修正しましたというような調査報告ではなかったもので、当社としても、どこを協力会社が見たのかというのは把握できなかった。要は、発注する側も、それから受注して作業していただく側も、お互いのコミュニケーションが不足していたのかなというふうに反省しております。

以上です。

○勝田教授 分かりました。御説明ありがとうございます。

○武山検査監督総括課長 ほかにございますでしょうか。

○富田部長（ATENA） すみません。ATENAでございます。

○武山検査監督総括課長 どうぞ。

○富田部長（ATENA） 少し意見させていただいてよろしいでしょうか。

○武山検査監督総括課長 はい。

○富田部長（ATENA） 今回、この案件とは違うんですけども、この四半期で事業者として今回の検査に関してちょっと感じたことをお話しさせていただければと思います。

どれも非常に良好というか、いい事例でございました。

1点目なんですけども、これまで我々事業者側からは、検査官の方々とコミュニケーションを取るに当たって、いろいろと御質問を受けたり、御指摘を受けたりということはありますけども、その際に、その質問の意図とか、その理由とか、その背景とかをお話いただけたらと、やっぱり我々としてもしっかりとお答えができるということで、そういったお願いをこの場を通じてもさせていただいてますけども、この件に関しては、非常に複数のサイトから、検査官さんのほうから丁寧に御質問の趣旨とか意図をお伝えいただいて、非常に良好な関係の中でコミュニケーションが取れているなというふうに感じております。この点が1点目でございます。

2点目なんですけども、指摘事項とかそういったところにはならないようなものではあ

るんですけども、例えば検査官さんとの締めくくり会議みたいところで、我々事業者側の所長とか副所長級と締めくくり会議をさせていただく中で、指摘事項にならないよう、指摘事項になった案件もそうなんです、指摘事項にならないような案件についても、こういったことがありましたよという事実関係を教えていただいたりしながら、双方でしっかりと議論ができて、我々も非常によい気づきになっていると思っています。

本来的であれば、そういった気づきもですね、我々がすべからく捕捉して気づくということが必要なわけですけども、そういった気づきも与えていただいております、議論の中でもこういったことということで、いろいろと御議論させていただいているので、非常にいい関係性が保てているんじゃないかなということでございます。

以上でございます。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

よろしいですかね。

では、議題1については、本件で終わりたいと思います。

次、議題2ですけれども、議題2は、CAPシステムの運用状況についてということで、本日は、日本原燃株式会社さんから御紹介をいただけるということになってますので、よろしくお願いたします。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。

それでは、お手元の資料2に基づいて御説明させていただきます。

CAPシステム運用状況ということで、まず2ページ目でございますけども、当社の全体の概要、それから運用状況、実績、今後の活動という形で御説明のほうに入らせていただきたいと思います。

まず1ページめくっていただいて、お願いたします。

3ページ目でございますけども、まずCAPシステムの概要ということで、不適合、事故及び災害などの重要な問題を未然に防ぎ、施設の安全性向上を図るためとしまして、CAPのほうを運用しております。

当社のCAPシステムにおきましては、気づき等の情報を幅広く収集の上、重要度に応じて適切な処置ができる仕組みというものを構築しております。この運用によって、施設の安全性とともにパフォーマンスの向上につなげている状況でございます。

下にシステムの概要、全体像を示しております、大きく緑のところではコンディションレポートの収集、それから、青字のところではスクリーニング及び処置の実施につなげる、それから、紫色で示していますように、分析・評価及び改善点の特定という大きな流れとなっております。

具体的な内容につきましては、4ページから書かせていただきます。

めくっていただきまして、まず、コンディションレポートの収集でございます。CRの情報でございますが、CAPシステムによる安全性の向上のためには、CRを収集していくこと

が重要でございますので、社内の気づきを社員のみならず協力会社からも幅広く収集している状況でございます。

具体的な収集内容につきましては、推奨の項目を明確にしております、この設定の下で登録の推進を図っているという状況でございます。

また、社内だけではございませんで、社内外の運転経験情報OE情報、それと社内の施設間、当社は複数の施設、それから事業にまたがっておりますので、これらの間での展開が必要となってくるようなものにつきましても、情報を収集しまして、ここにありますPICO全体会議というところで共有した上で、水平展開の要否を検討する仕組みを構築しております。

すみません、ちょっと補足が足りておりませんでした、PICOというものは、当社のパフォーマンス改善推進者というものを設置しております、登録されたCRをスクリーニングを行い、その処置を決めていくということの責任を持つ者として設定しております。これにつきましても、各施設、部門において少なくともメンバーを選任するという形で、施設ごとの単位で選任するというようなものになっております。

具体的な推奨項目、登録推奨項目の抜粋は以下に示すとおりでございます。

また、水平展開等の情報の共有の場として使っておりますPICO全体会議でございますが、先ほどありました各施設のPICOにも出席していただいております、水平展開、それからOE情報、こういったものの展開の要否を検討していく会議体を設定しています。

また、PICOが集まりますので、それぞれの施設でのスクリーニングの状況、判断、そういったものも適宜意見交換ができる場としてその場を活用するというようにしております。

次に、登録方法でございますが、CR情報につきましては、専用システムに登録する運用としております。速やかに、かつ、容易に登録できるインフラとしてこれは整備しているものです。

具体的には、当社としましては、各社員のPCにアプリを入れてまして、専用ソフトウェアでの登録、それから、協力会社におきましては、出入口専用の共用端末を設置するとともに、CR登録の専用窓口へのメールでの受付ということも並行して行っているという状況でございます。

次にめくっていただきまして、5ページでございますが、実際のCR登録状況でございます。

CR登録の仕組み、または構築に加えまして、登録推進に向けた活動をこれまで続けてきております。一定の登録数については、2022年度の運用開始以降、維持することができているということで、下のほうにその実績と推移を示させていただいております。

特に2022年度としましては、CR登録の促進としまして、改善効果のあった良好なCR登録事例、こういったことも用いながら教育を実施しております。こういった登録事例につきましては、協力会社とも共有し、さらなる浸透をして進めております。

具体的な登録推進活動としましては、下枠にありますように、導入教育から定期的な登

録キャンペーン、それから、先ほどありました協力会社に登録を促進するための専用の窓口、メールも含めて解説も行っています。

あとは、登録の件数だけではのみならず、良好な登録事例、こういったものを登録したらよいかということを実例を用いながら教育のほうも実施しているという状況でございます。

次、めくっていただきますと6ページでございます。ここからはスクリーニング及び処置の実施のまずは運用の状況を示させていただいております。

まず、スクリーニングでございますが、そこにありますPICoによって、CRの内容から、原因の不確かさの評価、原子力安全への影響度を踏まえまして、CAQの判定をもって不適合のレベルと関連づけております。

実際のスクリーニング結果につきましては、PICo全体会議で議論することでPICoの相場観醸成を図っているということで、施設ごとにPICoを設置してありますので、それらの判断を持ち寄りながら、こういったことの判断をしたかということ相互確認する形で醸成を図っているという状況でございます。

まず、PICoのスクリーニング結果の確認としまして、各施設の責任者が出席するPIMという会議体で審議を行っています。これはパフォーマンス改善会議という名前でしてまして、右下に示しておりますように、施設の各長、それから今ありましたPICo、それから主任者等が参加する形にしておりまして、これらの中におきまして、PICoのスクリーニング結果の確認とその承認、それから水平展開の要否判断の結果の確認、それから特に影響度の高いようなCRの是正計画等もこの中で確認するというようにしております。

次に、処置の実施でございます。影響度が高く、原因が不確かであるようなCRにつきましては、原因の究明、場合によっては、RCAを実施した上で是正処置を実施するというものにしております。

不適合レベルに応じた責任者を定めて管理しておりまして、不適合レベルの高いものは、不適合等の処置計画及び結果等も先ほどのパフォーマンス改善会議、PIMの中で審議しているという状況でございます。

めくっていただきまして、次に、スクリーニング及び処置の実施の実績のほうについて御説明させていただきます。

スクリーニングの結果でございますけれども、各年度を通してですが、CAQ判定となった事象は各年度共に全体の約1%未満ということで、重要度の高い事象としては適切に管理を進めているという状況でございます。

また、Non-CAQにつきましても、Non-CAQとなった場合の事象におきましても、原子力安全への影響度が低いということではございますが、重要な問題の発生の防止につながるということもありますので、適切な処置を実施しております。

具体的な例としまして、右下に示しますように、処置例として2個、二つ例を挙げておりますが、火気養生のアルミテープの使用ということで、過去の他の発電所等での事例を

踏まえた上で改善されているというような内容のものになります。

あとは、転落防止に関する気づきについての未然防止ということで、そういった処置のほうを進めることによって未然防止、また、是正措置につなげていくという形にしております。

1枚めくっていただきまして、次8ページでございます。次は、分析・評価及び改善点の特定ということで、PICoの分析評価ということになります。

PICoのスクリーニング時におきまして、CRの単位での各種分類コードを付与しております。コーディングの結果を用いまして、分析・評価を実施し、改善点を特定のうえ処置を講じているという状況でございます。

これらにつきましては、パフォーマンスレビュー会議において活動の状況をレビューするというので、各種PIの結果とともに見ているという状況でございます。

分析・評価の例としまして、下にちょっと示させていただいておりますけども、ここで挙げているのは、分類したコードの中でも作業安全、こういったものが集約して多くなっているというものを示しています。これらが分類としては多くなっているということで、現場作業やパトロールにおける気づき等の処置に関する内容ということで、個々の処理については、実施はされているというところではございますが、同様の指摘がこういうふうによく挙がってきているということ踏まえて、指摘される前に気づけることが必要ではないかということで、こういったことを重点的な対策として進めているということで、件数的にやはり多く繰り返されているようなところは見ていくということの仕組みとして対応しているという状況です。

最後でございますが、9ページでございます。今後の活動ですけども、これらのCAP活動の結果、CRの登録の推進が図られ、パフォーマンスの改善につながってきております。今後も、引き続きCAP活動による改善の取組としまして、先ほどのスキーム等も合わせた形でまとめさせていただいております。

まず、CR登録の推進としましては、現場における事故等の重要な問題の発生を防ぐため、登録数が少ないような「ヒヤリハット情報」、「不安全状態・不安全行為」こういったことの内容に着目した上で、それらの報告を増やすという取組を実施しているところでございます。

また、スクリーニング判定の醸成でございますが、当社は、先ほど説明しましたように、複数の施設というものがありますので、施設ごとに設置されているPICo、これらにつきまして、それぞれのCAQ/Non-CAQ、こういった判定の考え方を同水準に維持できるように、具体的な事例を用いながら議論させていただきまして、併せて事例集の整備も図ってきているという状況でございます。

これらにつきましても、引き続き、取り組んでいくということにしていきたいというふうに考えております。

次に、コーディング及び分析方法の改善でございますが、より多くの着眼点から改善点

の特定につなげることができることも必要ですので、現在付与しているコードに加えて、新たなコードの導入や分析方法の改善なども継続的に進めていきたいというふうに考えています。

資料の御説明としては以上でございますが、第9回の意見交換会合におきまして、勝田先生から御発言のありました、高レベル廃液の冷却水の問題の発生と新検査制度の運用状況の関係についても、これと併せて御説明させていただきます。

本日、御説明させていただいたとおり、新検査制度以降、自主的安全性の向上としてCAP活動の推進を図ってきており、その運用が定着してきた状況でございます。

これらの活動を推進してきたものの、高レベル廃液の冷却水の問題のような、重大な問題の発生前の段階、こういった段階においてトラブルの発生に関係するような不安全箇所等、今回の事例で言いますと、弁の識別みたいなどころでございます、に気づき、CRに登録し、未然防止につなげるというところまでは至っていませんでした。

今回の教訓を生かし、共有箇所を含めてCAP活動としてもトラブル発生前の段階、ここで気づき、気づいた上で、トラブルの未然防止につなげられるよう、CRの収集の強化、先ほどありましたように、不安全行動、不安全箇所、それからヒヤリハット、こういったことを収集することを強化することで、CAP活動について改善活動を推進し、事象の未然防止ということに努めていきたいというふうに考えております。

なお、今回の事象につきましては、発生した事象から得られた対策は当該の事象のみならず、CAP活動の中で水平展開を進めることで設備、他施設における水平展開を図っておりまして、同様な事象が発生しないように活動を進めているという状況でございます。

御説明としては以上となります。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

では、本件に関して、意見交換をしたいと思います。御意見をいただければと思います。森下さん、お願いします。

○森下長官官房審議官 すみません。先に規制庁の森下です。

質問は二つほどなんですけども、原燃、説明ありがとうございます。

一つは、まず6ページのフローがスクリーニング処置のフローが出ていることについてなんですけども、今聞いた説明で、私、原燃には各施設いっぱいいろんな施設があるというのと、全体でのCR活動というのがあるんですけども、各施設ごとの活動とそれから全体との活動のリンケージのところもう少し説明をしていただければと思ひまして、このフローの中で、各施設が行っているというのは、どういうもので、出ているのであれば、それと、それが毎週の中でどういう頻度でされていて、全体のPICo全体会議のほうはこういう頻度でそういうのがインプットされているかということについて、もう少し説明をいただければと思います。それが1点目です。

それから、もう一つ目は、5ページと4ページに資料関連しますけども、特に4ページか。協力会社からの登録件数が徐々にではありますけども、増えているというような感じが3

年間で出ているとは、この資料から理解しました。それで、登録の仕方に二つのやり方があるというのが4ページに書かれていて、施設出入口でのパソコンを使ってというのと、多分イントラではないかと思うんですけど、原燃の開設しているイントラか何かにメールで送るのでしょうか、その二つのこの内訳というんですか、比率、どちらかが極端に多いのか、同じぐらいなのかという、そんな感じの状況を教えていただければと思います。

以上2点です。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。御質問ありがとうございます。ありがとうございました。

まず、1点目の御質問でございますけども、各組織の活動と全社での活動ということでお伺いいたしましたので、まず各組織での活動でございますけども、当社としましては、各再処理、濃縮、埋設等の施設がありますので、それぞれにPICoを設定しております。それぞれの部署ごとに入ってきたCRについてスクリーニング、そしてCAQの判断、Non-CAQの判断というのをやった上で、最終的にはパフォーマンス改善会議PIMというところで議論して確定させていただいているという状況でございます。

また、処置につきましても、それらの重要度に応じた形で処置のほうを進めておりました、こちらの処置結果、処置計画につきましても、各組織ごとのPIMの中で確認をすることということで、処置の最後のところまでは一通り各施設ごとに行うという流れになっております。

一方ですが、全体のリンケージということでもございましたけども、PICo全体会議というものを処置の一部に挟んでおまして、ここで各施設のPICoが一堂に会する会議を設けます。週1回今開催の頻度として設けておまして、その中で、PICoが集まったときに、これも大きな二つありまして、一つは、各PICoが実際の事例でどういう判断をしたかというところの判断の事例とか意見交換をするという場で設けています。

もう1点が、社外、それから各施設ごとに起きた事象の中で、その他の施設に展開すべきような、つまり水平展開、そういった事象がないかということ各PICoで共有して、そのものは水平展開につなげていくということ、全体的な活動としては、そこで図られているということにしております。

あと、また分析のところにもちょっと触れてましたけども、これも各組織ごとに分析がCRは別々に分かりますので、していくところではございますが、最終的なパフォーマンスレビュー会議の中では、全社横並びも見ながらということ、各施設ごとにやりながらも、最終的な状況については、パフォーマンスレビュー会議を全社という位置づけでもやって確認をしています。これはPIMも横並びに見ながらということをやっているという状況でございます。

以上です。すみません、今は1点目でございます。

2点目でございますが、すみません。先ほど協力会社のところの登録状況でございますけども、まず、出入口の専用の端末を設置したということでございます。これについま

しては、運用開始当初から実はやっております、これは登録の件数としては、それほど多くないという状況でございます。一方で、メールによる登録というものは、専用のメールアドレスを実は設けておまして、これは協力会社からも居室、うちの出入口に来なくても、居室等から気軽に気づいたことは現場上がりに登録したいという要望も受けておまして、各施設から各協力会社の事務所というところからもその窓口に連絡するというところで登録できるという仕組みを一昨年度から導入させていただいております、そこからはかなり登録数が大きく伸びているという状況でございます。今この登録というのは、かなりメインの登録の手段という形になっているという状況でございます。

御説明としては以上です。

○森下長官官房審議官 森下です。

ありがとうございました。特に2点目、あれですね。試行錯誤して改善されている状況も分かりました。最初、専用端末を置いてたんですけど、あんまり件数が伸びないということで、協力会社の事務所からもできるようにとやったら伸びているということで、そういう取組が非常に大事なのかなと感じました。説明ありがとうございました。

○武山検査監督総括課長 杉山委員、お願いします。

○杉山委員 規制委員の杉山です。

私もこの資料4ページのCR情報の収集に関して、国内外の運転経験等収集されているというふうに御説明いただいたんですけど、特にやはり社内とか、国内だと、やはり施設数や稼働状況から含めて、情報がかなり限定されるのかなというふうに推測いたします。そういう意味で、海外情報はすごく重要なかなと思ったんですけど、海外情報というのは、具体的にどういうふうを集めていらっしゃるのか。例えば個別の核燃施設とかと協力関係を築いていて、そちらから定期的に情報交換の場を設けているとか、何かそういった事例があったら御紹介いただけないでしょうか。

○青野グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の青野でございます。

今の御質問に答えまして、海外情報の収集の仕方というところにございましては、隔月数で社外OE情報を、調査委託会社からなんですけども、情報を共有して、例えばその内容といたしましては、IAEAとか、フィナスの情報を新規発行とかの分を収集したりしていると。あとは、自主的ではございますが、WEB情報で例えば海外の規制当局とか、そういったところにちょっとアクセスをして情報収集をしていると、そういったところがございます。

以上でございます。

○杉山委員 ありがとうございます。

そうしますと、IAEAなり、WEBサイトからの情報にしても、割と先方が公開した情報をこちらから取りにいつてるという感じで、やっぱりそこはこちらの期待するところとしては、もうちょっと協力関係を持っていただけるといいなと思います。そういう点で、現状は承知いたしましたけども、今後の努力として、そういったところは期待いたします。

以上です。

○青野グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の青野でございます。

どうもありがとうございました。取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

勝田先生、お願いします。

○勝田教授 明治大学の勝田です。

日本原燃さん、高レベル廃液の件での丁寧な説明をありがとうございました。お礼です。

質問なんですけど、実は、森下さんと杉山委員でかなり聞きたいことをもう既に教えてもらったので、非常に参考になるんですが、ややそれと近い質問です。

一つ目なんですけど・・・CRのほうとして、日本原燃さんでは、五つぐらい事業を展開しており、そのうちの内訳というんでしょうか。例えば再処理についてのCRが何%とか、もし、そういう情報があるんだったら教えてくださいというのが1点です。

2点目は、これも杉山先生の意見とほぼ一緒なんですけど、海外の情報は非常に貴重だとは思っているんですが、フランスなどと普段からやり取りはしていると思うのですが、こういうCRということになると、なかなか情報が入ってこないような気がしています。

杉山先生とちょっと重なる部分があるんですが、やはり積極的にもっと密な関係での意見交換をしない限り、こういう細かい情報というのは入ってこないような気がしています。その点において、なかなか情報がないから苦労しているとか、あるいは何かこういうことを展開していきたいというアイデアがあれば教えてください。

以上2点です。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。

勝田先生、御質問ありがとうございます。

まず、一つ目でございますけども、当社御存じのとおり各施設にまたがっておりまして、施設の規模もそれぞれ異なっているという状況でございます。

具体的なところで言いますと、再処理施設が一番大きい状況でございます。そこにおきましては、1日の大体件数の比率でいきますと、1日大体50件ぐらいの頻度で、50件ぐらいの件数を大体処理しているというところになっています。

先ほどありました、それに応じた形でPIMの開催頻度などで適宜見ているという状況でございます。これは毎日見ているという状況……。

各施設につきましては、それぞれそこを一番大きい数字としまして、濃縮、埋設等は、人数的なところの比例の中でいきますと、大体濃縮だと10分程度、埋設だと同様、同等程度という形で処理のほうをやっているということでございます。

まず、一つ目の御質問については、以上でございます。

○青野グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の青野でございます。

海外情報の収集につきましては、弊社の場合、フランスの再処理工場のオラノ社と運転情報を入手していくというルートがございますので、そういった意味で、独自の取組としてはそういった部分を確保している状況でございます。

以上でございます。

○勝田教授 分かりました。ありがとうございました。

海外の情報は非常に重要だと思うんですが、やはりこっちから聞かないとなかなかもらえないというのはありますし、また日本独自の問題もありますし、かなり大変だとは思いますが、引き続き頑張ってください。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

米岡さん、お願いします。

○米岡理事 私から2点、質問です。

1点目が、推奨事項38項目という項目を設置していらっしゃるということでしたが、その38項目は登録される方が入り口で選んで登録するというふうに理解したんですけれども、もし、それが合っていた場合に、38項目から選ぶというのが割と難しいのじゃないかなという気も、そういうことも多いのではないかなというふうな気がしましたけれども、その38項目の設定は、運用上スムーズにされているのかというのが一つ目の質問です。

特に、それに関連して、協力会社の方からの意見や要望というのが、独立した項目にありますので、協力会社からの御意見はそこにヒヤリハットであってもまとめて登録されるというようなことになっているのかというのが最初の質問です。

二つ目が、1万5,000件のうちのかなり多くが安全に関わる登録内容だということですが、事故やその他の件数が減ったというような直接的ではなくて、間接的かもしれませんが、このCRの成果として件数が減ってきたというようなことがあれば教えてくださいませんか、よろしくをお願いします。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。御質問ありがとうございます。

まず、CRの登録の分類で38項目というふうにそれをやられているかということでございますけれども、これにつきましては、登録者ではなく、最初にうちとしては、受付というものを設けております。その段階において、同じ人がどういった情報になるかということを見極めるという形にしております、それぞれ登録者においてばらつきではなくて、そこで一応見れるという形で分類のほうを示すという形で分類させていただきます。

まず、分類につきましても、先ほど協力会社の中においても、ヒヤリハット情報とかも含まれてまいりますので、そこは情報のソース等内容みたいなところで複数選べる形も取っております、そういったところで見っていくという形で進めさせていただいているという状況でございます。

それから、あともう1点でございますけども、今回のCAP活動を通してこういったところが改善点につながってきているかというところではございますけども、やはり個々の事象というところでは、改善につながっていて、水平展開も図られているというところは、つながっているというふうな認識をしております。

一方で、未然にそういったことが防止できるかという気づきとその処置でございますので、不適合がやっぱり減ってくるということが少し望ましい状況でございますが、2020年度からのちょっと推移を見てみますと、若干不適合、CAQに至るような不適合の件数はちょっと減ってきているという状況でございますけども、まだまだこういったところが顕著に出て、効果としても見えてきているかというところは、これからの活動の中でももう少し見ていく必要があるかなというふうに捉えている現状でございます。

以上でございます。

○米岡理事 ありがとうございます。

○武山検査監督総括課長 ほかにございますでしょうか。

大向さん、お願いします。

○大向安全規制管理官 核燃料施設等監視部門管理官の大向でございます。

新しい検査制度というのは、事業者さんのほうは自ら安全に責任を持って活動に当たると、それまでの検査は国が手取り足取りいろいろ見ているようなところもあったんですけど、責任の主体は事業者さんですよということで、その活動を我々が見ると、こういう検査になりました。

その検査をやるに当たって、CAP活動というものが重要で、CR情報を集めていろいろやるわけですが、私、去年4月に赴任して、その当時サイクル施設で言われていたのは、あんまりCR情報がないので、なかなかCAP活動がうまくいかないんですよと、こういうことだったんですけども、その後、事業者さんのほういろいろ努力されていくと、実はあんまりCR情報が多い少ないということよりも、CR情報をどんどん出していこうというこの雰囲気醸成ですかね。本当に現場に近い若い人、こういう人の意識がどんどん向上していく、これでCR情報が出てくるようになる。その辺の醸成が徐々にできてきて、そうすると、非常にうまいCAP活動になっている事業者さんも出てきたりしています。

結局、事故とかトラブルは、誰かがどこかで気づけば事前に防げるわけで、気づく人の母数を増やすには、やっぱり現場に直接当たる末端の人たち、この気づきというのがとっても大事なんですけれども、こういうところにいい影響が出てきているなというのが、4月から赴任していろいろ見てきたところの感想で、なので何が言いたいかと言いますと、かなりばらつきはあるんですけども、核燃料施設のほうでも良好な事例が結構出てきますということを一言御報告申し上げたいと思います。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

この機会では何かほかの事業者さんから参考にしたいからということで、何か原燃さんに

対する意見なり何か質問があれば、どうぞ。

杉本さん、お願いします。

○杉本安全規制管理官 実用炉監視部門の杉本です。

ちょっと8ページのところで、下のほうの分析・評価の例というところで、同様の指摘が挙がってきていて、情報の共有化と指摘の多い事項への重点対策を図っていくとあるんですけども、こういった指摘の多い事項への重点対策、例示でいいんですけども、こういうような対策をしていますという例があったら御紹介いただけたらなと思いました。

また、そういったものは、CAQとnon-CAQ、どっちに判断している場合が多いかとか、それもちょっと分かったら、詳しくなくても正確じゃなくてもいいんですけども、イメージでもいいので教えていただければと思います。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。

先ほどありました分析・評価のところ、作業安全が今回少し多くなったという例を説明させていただいております。

具体的なところをちょっと話しますと、例えばパトロールとか、それから、あと事前の作業準備の段階において、例えば保護具の着用が不適切だったというようなものもその中に含まれているという状況でございます。これにつきましては、各個々のCRについては、きちんと処理をして対応しているという状況ではございますけども、一方で、やっぱりそういったところが、各場所だとか、ちょっと繰り返し同じようなことが出てきているということは、全体的には弱みということでも言えますので、そういった捉え方をした上で、個々の分析評価の中から改善に努めるとしております。

これにつきましては、やはり共通的な問題もありますので、是正措置の中でやっているということで、特にそういうことでしております。

その後、CAQとnon-CAQの関係でございますけども、これはもともとの事象のスクリーニングの関係で、個々の事象の判断と同じようにしてございまして、物によって判断をしているという状況でございます。今のところ、ちょっとそれが多く、ここが多いから多いということではなくて、やはり個々の事象の判断の中でやらせていただいているという状況でございます。

○杉本安全規制管理官 実用炉監視部門の杉本です。

ありがとうございます。Non-CAQか、CAQかというのは、またその判断がアろうかと思えますけども、例えば一番最後の9ページ、こちらのほうで真ん中のスクリーニング判定の醸成というところで、各施設におけるCAQ、non-CAQの判定の考え方を同水準に維持できるように事例集を作成し活用しているというふうに取り組まれています。事例集の活用というのは、もちろんこれは否定するものじゃなくて、やっていただいたらいいと思うんですけども、一方で、ちょっと懸念に思うのは、事例集というのは、往々にしてこういうふうなことからもうNon-CAQですよというような安易な判断というところにつながりかねないというところがちょっとこちらとしては懸念しているところでもあります。

実用炉の規制事務所の関係には、私のほうからも各検査官にそれぞれ朝のスクリーニング会議だとか、そういうところを傍聴してもらって、CAQ、Non-CAQがどれだけありましたということも把握されているんですけども、検査官の人には、Non-CAQだったからといって、本当に安易にNon-CAQにしているんじゃないかというのはよく見てくださいと、実用炉の事務所の検査官にはお願いをしているところでもございます。

だから、Non-CAQであっても、それが件数が多いというのは、先ほども御説明がありましたけれども、件数が多いなら何でかと、そこの分析というのがまさに重要で、そういうことにちゃんと配慮して今後とも取り組んでいただけたらと思っております。

以上です。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。御意見をありがとうございました。

特に事例集につきましては、整理はさせていただいているところではございますけど、それによって安易に判断がそのままそれを踏襲してしまっているところは、確かにはないようにはしなければいけないポイントだと思いますので、今後も事例集のみならず、そういった判断をどうしていくかということ、それから、やっぱり多く出ているようなところについても、それがなぜ起きているのかということ踏まえながら対応のほうを進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○山田部長（東京電力） 東京電力の山田ですけども、よろしいでしょうか。

○武山検査監督総括課長 どうぞ。

○山田部長（東京電力） ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

やはり私も協力企業からのコンディションレポートの収集に興味があるんですけども、まず、このシステムには、セキュリティー関連も同様なシステムの中でCR運用をしているのでしょうかというところが一つ。

もし、同じであるということであれば、協力企業さんも同じように例えばメールとか、あとは、窓、入り口のところで入れられるようになっていっているのでしょうか。協力企業さんのCR発行の中でセキュリティー関連も結構な割合で入っているという理解でよろしいでしょうか。

以上です。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。

今の御質問は内容的にセキュリティーに関わる内容が入ってきているということでしょうか。それとも、セキュリティーの運用の話でございますか。

○山田部長（東京電力） まず、セキュリティーの内容の場合、同じCRに、このCAPのシステムの中に入ってくるのでしょうか。それともセキュリティーは別のシステムでCAPを運用してますか。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。

基本的には、入ってくるシステムにはしております。

○山田部長（東京電力） この登録されているCRの中、協力企業さんから登録されるCRの中にもセキュリティーに関する部分も入っているということでしょうか。

○黒石グループリーダー（日本原燃） はい、登録自体については、気づきを入れる形、こういったケースも入れることにしてますので、入ってくる形にはなります。

○山田部長（東京電力） 実績もあるということですか。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 今ちょっとすみません。詳細なそのデータがちょっと今手持ちにはないので、すみません。

○山田部長（東京電力） 分かりました。また別の場でも教えていただければと思っています。ありがとうございました。

○武山検査監督総括課長 規制庁の武山ですけれども、多分セキュリティーは、同じCRシステムみたいなものがあるかもしれませんが、多分情報が、機微な情報が入っていたりするケースもあるので、きちんとそこは取扱いをどういうふうにしているのかということはあるかなと思いますけど、区別されて取り扱っているんじゃないかと思いますし、あと、今セキュリティーの話が出ましたけれども、要は、セーフガードの話も再処理というのは結構大事な話で、この間、何でしたか、監視カメラか何かが止まってましたみたいな話があったと思うんですけども、ああいう情報なんかもこのCRみたいなやつに登録されるようになっているんでしょうか。

○青野グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の青野でございます。

セキュリティーというのは、多分核物質防護の件と私は認識してございます。核物質防護につきましても、基本的に入り口としては、今のCAPシステムに入ってますが、ただ、先ほど委員の先生方が申されましたとおり、機微な情報でございますので、核物質防護PPのセキュリティーは別のCAQシステムのほうに分類されて、そちらの独立した部分で対応のほうをしているというのが現状でございます。

以上でございます。

○武山検査監督総括課長 セーフガードなんかはどうですか。

○黒石グループリーダー（日本原燃） 日本原燃の黒石でございます。

セーフガードの話も、気づきで、事象の気づきであれば、CAPシステムに入ってくる形にはなるかとは思っています。

○武山検査監督総括課長 はい、分かりました。詳しい話はまた別の機会にでも聞かせていただくということをお願いします。

ほかにもございますでしょうか。

規制庁のほうから何かありますか。特にないですかね。

では、これでこの議題は終わらせていただきたいと思います。御説明ありがとうございました。

次の議題ですけれども、次の議題が今回、今日の議題で一番時間がかかるかと思いまし

て、検査ガイドの見直しですね。これについて議題3として取り上げてますので、まず、規制庁のほうからポイントを説明させていただきたいと思います。

○渡邊検査監督総括課課長補佐 原子力規制庁、検査監督総括課の渡邊です。

資料3-1、今回のガイド改正の新旧ですけれども、こちらポイントを絞って説明させていただきます。

まず、資料最初1～6ページが、今回改正案の対象になるガイドの全体像を示した概要紙になりますので、こちらを少し説明させていただきます。

今回の改正内容ですけれども、年に一度、これまで主に検査ガイドの改正を行っているんですけれども、主に令和4年度の運用実績を踏まえて、我々職員から挙がってきた意見ですとか、場合によっては、こういった意見交換会合などの場で事業者から提示された意見などを踏まえて、ガイドの改正案をつくっているものを御提示させていただきまして、今後の改正の前に意見などあればいただきたいと思いますと思っております。

資料ボリュームがありまして、別添1～別添37までございます。カテゴリーなんですけれども、まず別添1～3が我々が検査を行う上での共通的な内容に関するガイドとなっております。

別添4～別添12までが、我々検査を通じて見つけた何か指摘事項など、懸念に対してどういった評価をしていくかといったところに関するガイドとなっております。

別添13以降は、実際に規制庁の検査官が検査を行う際に参照とするガイドということで幾つかございます。

ですので、今回主要なところとして共通的なガイドに関する部分ですとか、評価に関するもの、あと、また今回の会合、2週間前に面談にてその当時の改正案、事業者の方に面談で提示させていただいてますので、その中で意見として今回資料3-2と出ておりますので、そういったところに関係するところを少し説明させていただきます。

まず、別添1の共通事項に係る検査運用ガイドですけれども、14ページを御覧いただければと思います。

14ページの左上のほう、b. 検査気付き事項、あと真ん中のほうのc. 軽微といったセクションがあるんですけれども、ここで検査に関することとして、所見を述べることは構わないが、事業者等が検査官の要求と受け取らないように注意するといったコミュニケーションに関する内容を少し見直しております。これは趣旨としては、やはり発電所の安全活動に関して事業者の方が一義的な責任を有しているということで、何か基本的に、今も問題ないと思うんですけれども、検査官が日々検査する中で少し混乱が生じないようにということで、こういった記載は削除したいと考えて、これが一つございます。

続いて、15ページですけれども、左上の改正部分になります。これは以前の意見交換会合の中で事業者の方から意見があったものでして、チーム検査を行う際には、少なくとも3か月前から、我々規制庁としては事業者と日程調整を始めるといったものを今回ここに記載したいと考えているものになります。

別添1の共通的なガイドに関する主な点は以上かなと思っております。

別添2は、我々が検査報告書を書く際の内容に関してのものでありますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、別添3の安全実績指標、PIと呼んでいるものですが、こちらに関するもので、主立った点として54ページを御紹介させていただければと思います。54ページですが、趣旨としましては、左下の8ページ（※正しくは8）の改正部分ですが、通常の検査指摘事項でしたら暫定白以上というものが出ましたら、事業者と意見聴取会合など、それから手続を経て、最終的な指摘事項として評価が確定するのですが、PIに関しては、定量的な指標ですので、そういった意見聴取会合等を行う必要性はないということで、何か運用を変えるものではないのですが、そういったことを明記するというのが、この54ページの部分になります。

続いて、同じガイドで58ページになりますけれども、これはPIの一つの具体のものでして、安全系の機能故障件数、LC0逸脱の件数というのが、従来からございましたけれども、この安全上重要な機器とされているものが、SA、重大事故等対処設備にも当たるような場合は、10番のカウントにも当たりますということの運用を明確化することを今回に改正したいと考えております。

別添3の主要なところは以上です。

別添4についても、これは他のガイドの改正内容を反映するといったものですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、別添5、SDPガイドの附属書で主要なところを少し御説明させていただければと思います。ページとしては、71ページ～72ページにかけてのところになります。

これは2週間前の面談では少し提示していなかった内容なんですけれども、4.2緊急事態等の発生時における運用手順等に基づく活動の不実施ということで、ここで従来ありました評価の基準というのを今回は少し具体的なものは削除して、具体、重要度の評価については、SERPにおいて検討するという内容にしたいと考えております。

この経緯としましては、何か具体的な事項、きっかけがあったわけじゃないのですが、内部の議論で実際にこういった緊急事態等が発生した場合、何か手順に基づく行動が取られたか、取られてないかといった観点で何か指摘事項を評価するというのは、あまり適切ではないのではないか、個別事象ごとに評価を関係者であるということが適切ではないかということで、少し記載を見直したいと考えているものになります。

別添5の関係では以上になります。

続きまして、別添6ですが、主なところとして、79ページを御覧いただければと思います。

3、管理区域の区域管理というところを新たに追加するものです。これは前回の会合でも少し御紹介させていただきましたけれども、恐らく令和2年の第四半期に高浜発電所であった固体廃棄物管理庫に関する指摘事項というのがございましたので、今回はその管理

区域の境界、管理区域を設定する際の目安とされている1.3ミリシーベルト/3か月というところを一つ指標にしまして、こういった管理区域の区域管理を失敗しているような場合で何か発電所内を活動されている従事者ではない方が被ばくした際の評価の基準というのを少し盛り込みたいというのがこの内容になります。

別添6の主なところは以上になりまして、続いて、別添7で、98ページを御覧いただければと思います。

これは火災防護に関する指摘事項を我々どのように評価していくかというところに関するフロー図なんですけれども、大きなところとしましては、従前右側のフローチャートの右下のオレンジで詳細評価へとなっているところを今回はなくすというのが主な改正内容になっております。

これも事業者責任の明確化といったところかなとは思いますが、基本的にこういった火災の詳細な分析というのは、規制機関というよりは、事業者の方がしっかり評価して説明責任を果たすべきものということだと我々思っていますので、あくまで規制機関としては、簡易的な評価まで行い、何かその内容について事業者サイドから詳細な分析を行って意見がある際は、実施していただくという、そういった役割分担というのを少し見直した内容となっております。

別添7の火災防護に関するところの主なところは以上になります。

続きまして、別添8ですけれども、これはメンテナンスの際に何かトラブル、手続に不備があった際に重要度評価を行う際のガイドですけれども、従前英語の資料が残っていたものを和訳するというのが、今回主なところとなりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、この資料上は別添というか、資料4とさせていただいておりますけれども、附属書10、核燃料施設に関する重要度評価に関するガイドは議題4のほうで別途説明させていただければと思います。

続きまして、別添9、スクリーニングに関するガイドということですが、今回これも前回の意見交換会合で少し提示させていただきましたけれども、従前参考資料として提示してました、米国NRCの軽微事例集を和訳したものであるというのは、なかなか国内で適用できない事例も含まれているということで、こういったものは一度削除したいというものが、別添9の主な改正になっておりまして、その代わりといっちはなんですけれども、156ページから、今回少し我々でこれまで検査制度を運用している中で実際にあった事例などを参考に少し軽微事例集ということで実用炉に関するもの、また、162ページからは、核燃料施設に関するものというのを策定する、してはどうかというのが今回の主な内容になります。

続いて、別添12で1点、こちら重要度評価等の事務手続運用ガイドという重要度評価をやる際のガイドなんですけれども、1点御紹介したいのは、178ページの少し通知文の体裁に関するところなんですけれども、これまでこのようなガイドで何か重要度評価をやった

際の内容ですとか、それに基づく追加検査を行う際の対応区分の変更というような様式を記載しておりましたが、発出元が、物によっては規制委員会だったり、物によっては管理官名であったりというものがございましたので、今回少し記載、見直しまして、原子力規制委員会に統一するということを考えております。

また、通知文は、あくまで規制委員会で決定されたことを通知するものですので、通知文の中で何か根本原因分析等を依頼するという記載、従来ございましたけれども、こういったものは少し通知文に記載するには適切ではないのではないかとということで、ここも記載を見直したいと思っております。

共通的なもの、評価に関するガイドで、主に御紹介させていただきたいのは以上になります。

あと、少し検査に実際検査官が使うガイドの運用に関するものとして、少し御紹介させていただきたいのは、220ページになります。

こちらは運転員能力という事業者がシミュレーターで活動されている際に、検査官がどういったところを目をつけるかというガイドですけれども、220ページでは、どういった活動を検査の対象とするかという活動を少し記載を明確化するというものとなっております。

222ページについては、そういった際に、どういった観点で事業者の活動を見るかといったところのあくまで例を少し明記する、記載を見直すといったところが主な内容となっております。

すみません、一つこの資料4ページなんですけれども、1点誤記がありましたので、すみません。御紹介させていただきます。

4ページ、下から4行目の別添25のガイドの名称ですけれども、現状は緊急時対応の準備と保全となっておりますが、すみません、これは誤りです、正確には、重大事故等対応要員の訓練評価という別添25の表紙になっている、表紙に正式名称がございますので、こちらの誤りでした。申し訳ございません。

改正内容の説明に戻りますと、あと、もう1点、御紹介したいのが、266ページのこちら放射性固体廃棄物の管理に関するガイドの一部分でございます。これはNR、放射性廃棄物ではない廃棄物の取扱いに関する記載に関してなんですけれども、従来この5の検査手引という検査を行う際に検査官が参考とするような情報なんですけれども、もともとここ検査手引なしとしているところを少し従前ある内規に基づいて内容を拡充したいというところが、今回この別添28の主な改正内容になります。

すみません、あと、最後に御紹介したいのが、別添36の廃棄体確認に関するガイドになります。こちら328ページを御覧ください。

ここは、まず一つ、他の法定確認に関するガイドとも共通なところなんですけれども、328ページの右下の部分、ここに事業者はなるべく早く申請書を出すことが望ましいという記載が従前幾つかのガイドであったんですけれども、これはあくまで規制庁検査官が使

うようなガイドで、事業者がどういったタイミングで申請書を出すかといったことを記載するのは、文書の性質上、あまり適切ではないかなと思っております。

こういったところは、担当の方同士が十分にコミュニケーションを取れば十分うまく回るものかなと思っていきますので、今回ちょっとこの文書の性質を考えて、こういった記載は削除してはどうかというのが今の案になっております。

あと、330ページのところでこれまで分割交付というものができるといった記載だったところをそういった記載をなくすという改正を考えております。

これまで廃棄体確認、本数が多いので、分割で六ヶ所に運ばれた際に合格証を交付していたというものがあったんですけども、少し運用を見直しまして、申請がされて技術基準に適合した際に一括で合格証を交付するという、そういった手続に見直ししたいと考えていることを反映した部分がこちらになります。

主なところは以上かなと思いますので、ひとまず資料3-1の説明は以上とさせていただきます。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

この資料3-1は、今回これ、うちのほうの案ということで出してまして、これに対する意見、これについては、先ほど渡邊からも紹介がありましたように、2週間ぐらい前に一応暫定案という形で、面談でATENAのほうにお渡しをして、それに対して意見をいただくという形で、今日その意見が来ているのが3-2でございます。

そういう意味からすると、実は、面談のときの資料と今回の資料が少しページ数が、ページの番号とかが違ってますので、ちょっとそこら辺は確認しながら確認をしていきたいと思っておりますけれども、引き続き資料3-2に関してATENAのほうから簡単に御説明いただければと思います。その後、意見交換という形にしたいと思っております。

○富田部長（ATENA） それでは、ATENAの富田のほうから御説明させていただきたいと思っております。

今し方、渡邊さんのほうからもお話しいただいたところで、かなりクリアしているところもあるんですけども、それも含めて、ちょっと御説明させていただければなと思っております。

先日、2週間前の2月27日に面談させていただきました。そのときのガイドを基にして今回コメントをしております。

これらに関しては、構成としましては、4ページばかり主立ったところを抽出させていただいております。あと、その後ろに別紙という形で事細かな修文みたいな記載の適正化であるとか、意図の確認も含めてますけれども、そういったものをつけさせていただいております。今日はどちらかというところ、この4ページ物の説明をさせていただければなと思っております。

まず、1番目の話なんですけれども、これ107ページと書いてありますが、79ページになります。公衆放射線安全に関わる重要度評価ということになります。先ほど渡邊さんのほう

からもお話しいただいたとおりで、この意図をちょっと確認させていただきたいなというところがありまして、昨今の不適合事例と緑の事例に関してこういったものを付け加えましたという御説明をいただきましたので、そういう経緯に関しては納得というか、理解させていただきました。

2番目のところも同じところでもございまして、これも79ページになります。緑になった場合に1.3ミリシーベルト/3か月ということで、以下ということで緑になりますと、そういう記載があるわけですが、その中に、事業者が定める手順等に誤りがあると、云々かんぬんとございまして、この具体的に手順等の誤りという場合は、この2ポツ目になるんですけども、被ばくが伴わない場合であっても、これ緑になるのかということをお教えさせていただきたいなと思っています。

次のページになります。先ほどこれは附属書の5になります。火災防護に関する重要度評価ガイドということで、ページ数としましては、95ページになります。これも先ほど御説明いただいた内容でございます。

先ほどお話しいただいたとおりで、事業者の部分に関しては、しっかりと事業者のほうでやっていただいているということでございまして、一応修正案という形でお示しさせていただいているんですけど、趣旨がちょっと違うかもしれない、今回の改正の趣旨は規制庁さんのほうのガイドに関しては、規制庁さんのところに関してしっかりと書き込んでいき、事業者のところに関しては基本的に書かないと、そういうことかなというふうに理解しておりますが、規制庁さんからの御説明の中で、なお、例えば現記載の5行目になりますけども、なお、事業者からFDS等を用いた解析結果が提出された場合というような話がございましたが、こういった事例が起こった場合、白以上になるような事例が起こった場合、事業者としては、これ必ずやる事例になりますので、解析になりますので、そういったものもプロセスの中に入れてはいいかというところで、下にちょっと分かりにくいんですけども、これ98ページ目のフローなんですけども、フローの中に、青で示した部分が入れたらいいかというところでして、基準との比較をまずしていただいて、白以上であるものに関して、事業者による詳細評価をこれは必ず行いますと。それを踏まえて、定性的な観点を含めて総合的に色づけの判定をしていただくという形はいいかというところですが、先ほどから申し上げてますとおり、事業者の活動に関しては、基本的には書かないということであれば、それは仕方ないかなという気はしますが、できればここに含めていただけるとありがたいなというところでもございます。

4点目なんですけども、軽微事例に関しては、ちょっと最後に御説明させていただきたいと思います。

次のページになりまして、ナンバーで5番になります。ページ数としましては、ここは222ページになります。運転員能力のところ、先ほどお話しいただいたとおりでして、運用の明確化ということで、今回観察する事例をいろいろと具体的に222ページのところに御記載いただいております。我々としては、それは例であると。当然運転をやるに当た

っては、運転管理とかいろいろなことをやるに当たっては、基本的にそこがしっかりと確認されているかというようなところが一番の肝でして、振る舞いをすべからく一挙手一投足を見て、そのとおりに当たっているのかというようなところを見ていくというのは、また違うかなというふうに思っております、目的に照らして、しっかりと運転員が行動していれば、それはそれで指摘にならないということで理解してよろしいかなと思っております。ですので、その辺のちょっと御確認をさせていただきたいということでございます。

次のページになります。6番になります。これも先ほどお話しいただいた内容が二つありまして、下のほうが、先ほどお話しいただきました328ページの廃棄物埋設に係る原子力規制委員会さんの確認に関する運用ガイドと、同じような記載が何か所かにあるんですが、6番は、運搬される核燃料輸送物に関する原子力規制委員会さんの確認等に関する運用ガイドということで、それぞれ6番のほうは、1か月前までを目安として申請なされることが望ましいと今まで書いてありました。

7番の廃棄物埋設に関する確認に関しましては、2か月前までに目安として申請されることが望ましいというふうに書いてあったと。当然それぞれに関して、これは事業者がやるべきことということで今回は消しましたというような御説明だったんですが、ちょっと一番確認したいと思っておりますのは、これまでどおりの運用で構わないのかといったところで、これまでの運用がしっかりと進められないと、やっぱりリードタイムというか、無駄な時間ができてしまうということで、しっかりと流れよく確認をして、確認証を受けさせていただいてということが流れていかないということになります。一つが終わったら申請して、一つが終わったら申請していくとなると、なかなか輸送に至るまでなかなか時間がかかってしまうと、効率よくいかないということを考えておりますので、安全上の確認をしっかりとするということは当然のことなんですが、その辺の運用はこれまでどおりでよろしいのかというようなところをちょっと御確認させていただければなと思っております。

最後に、最後というわけではないんですけども、今回、先ほどの72ページ追加で、面談のときからつけ加わったところということで、原子力安全に関する重要度評価ガイドの附属書2ですけども、重大事故と大規模損壊に係るところということで、最終的にはSERPで検討するといったようなことが修文されてますが、先ほどおっしゃられたとおり、なかなか場合場合でなかなか違うことになるかもしれないということで、個別に考えますといったことで、そういった趣旨をお伺いしましたので、それは、それでそうかなというふうに思いました。

最後に、すみません、ちょっと軽微事例集のところに関して、ちょっとお話をさせていただければなと思っております。

別紙の2に、軽微事例集に関するコメントということでつけさせていただいております。前回の公開会合の際も議論させていただきまして、前回の内容を鑑みて、米国の軽微事例集は削除するけども、日本の軽微事例集を今回記載いただいたということで、これは非常によろしいというか、非常にありがたいなというふうに感じております。どうもありがと

うございます。

これで、その点に加えて、ちょっと2点ばかり申し上げさせていただければなと思って
います。

1点目は、まず、米国の軽微事例集と違っているというか、やっぱり今回項目として落
ちている項目としまして、軽微でない場合といったような項目が落ちているというこ
です。これに関しては、米国のNRCの軽微事例集では両方が記載されてましたと。これによ
って軽微と緑の境界が分かるようになっていて、そこで、検査官さんもそうですけども、
極力客観的であって意図的でないというところにこういう構成にしているというふう
にNRCのほうはそういうふうに言っているということでございます。

やっぱり我々、事業者とNRAさんとのやっぱり重要度に関するずれはなくすことが重要
だと思ってまして、やっぱりこういったところを書き込んでいくことはいかがでしょうか
ということを御提案するものでございます。

やっぱり全体の方向性として、規制庁さんの方向性を示すという意味でもありますし、
確かに軽微、軽微でないというところを一本線を引けるような内容でも当然ないんですけ
ども、両面を示すことで、ある程度透明性が高くなるのかなと思っています。加えてです
ね、やっぱり規制庁さんと我々事業者だけではなくてですね、一般国民とか自治体の方々
とか、学会とかマスコミとか、第三者の方々にもですね、やっぱりこういったことをしっ
かりと示すことによって、客観性とか、透明性、公開性と、とにかく分かりやすくなると、
そういうようなことになるのかなと思ってまして、できればこの軽微でない場合というの
も付け加えていただけるとありがたいというのが1点目です。

2点目は、これ今回初めてつくっていただいて本当にありがたいんですけど、やっぱり
まだまだ数としては少ないと。やっぱり米国の場合ですといろんな項目に分けて複数事例
があるということで、ぜひとももう少し拡張をしていただきたいなと思ってます。

先ほどもお話あったとおり、これで全て、これつくったからこれは軽微で、これは軽
微でない、という話ではないと思ってます。やっぱりそこには、ここに書いてある情
報プラスアルファのものがあつた場合には当然、それは軽微ではなくて、指摘になるとい
うことになると思ってますので、とにかくこれがあるからといってそれを鵜呑みにしてや
るという話ではないですが、やっぱり透明性を確保するとか世間に対してしっかりと分か
っていただくという観点では非常に重要なことというふうに思っています。

その後、2ページばかりですね、10ページ目と11ページ目には、面談のときにいただ
いた三つの事例について、我々のほうで僭越ではありますけども、ちょっと書かせていた
だいた内容が入っておりますので、参考までにつけさせていただきました。

ATENAの富田からは以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

それでは、我々のほうの改正案、それからそれに対するATENAからの意見に関して、ま
ず意見交換をしたいと思うんですけれども、順番にいきたい、ATENAのこの意見に沿って、

順番にやっていきたいと思います。

資料3-2ですね、まず3番目、一番最初のまず管理区域の区域管理に関しては、一番最初のやつは意図は分かりましたという話でした。2番目に関して、実際に被ばくを伴わない場合でも適用されるのでしょうかと、こういう話なんですけども、これはあれかな、渡邊さんいいですか。

○渡邊課長補佐 検査監督総括課の渡邊です。

いろいろ資料を取りまとめて担当の方からの意見など聞いてるところもありますので、基本的には被ばくが伴わなかったら、その評価の対象にはならないかなと思っております。記載でも滞在時間を考慮してといった記載があるかと思っておりますので、そういったふうに理解しております。

以上です。

○武山検査監督総括課長 武山です。

そうですね、だからこれ多分1.3ミリシーベルト/3ヶ月というこの数字自体がそもそも実際に被ばくをした程度はこのくらいかどうかということを見ているということですので、当然被ばくがなければ関係ないという話になるかなと思ってますということですね。

小野さん、これ、それでいいですよ。

○小野上級原子炉解析専門官 実用炉監視部門の小野でございます。

実際の被ばくが伴う、伴わないというのは、別に線量計をつけてるわけではないので、境界外の作業の方が。ここでは、管理区域、境界を超えた境界の外側がどういうエリアだったかという観点で評価を考えて、通常、今の事業者さんの管理区域の境界の管理値はおそらく3ヶ月500時間、1日8時間の62日で計算されて2.6という数字が出てるかと思うんですけども、例えばこの境界の線量を超えたエリアが単なる通路だったという場合であれば、1回1日30分の往復2回で2時間、それで3ヶ月分の計算をして、10マイクロ程度の値になるかと思うんですけども、その10マイクロを超えてるか超えてないかで緑か白かという判断になるかと思えます。

以上です。よろしいですか。

○武山検査監督総括課長 ATENA、どうでしょうか。

○富田部長 (ATENA) 了解しました。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

じゃあ、次のページですね、No.3ですけれども、火災防護に関する重要度評価ガイドでこの青字のところのフローですね、これを追加してはどうかというご意見なんですけれども、これ先ほど渡邊のほうから申し上げたとおりですね、事業者が行うことについてこちらのほうで記載はしないというふうに考えているということですので、我々のほうでこのFDSに行く前の過程でもって、仮に暫定的に白だとなれば、当然ながらその暫定的に白という評価をして、委員会にかけた上で事業者に対して弁明、何か意見ありますかって言いますと。それに対して、もし事業者のほうで意見がある場合は、当然ながら何か評価をし

た上で意見来るだろうと思いますけれども、そのとき初めてこの評価がされてきて、我々としてその評価を踏まえた上で再度色付けを行うというプロセスになるのかなと思ってまして、今回のガイドの改正では、例えばそういうことにならなくて、例えば我々のほうで暫定的にこうだという状況になったときに、事業者のほうで自主的に詳細評価をしてきた、もしくは我々が評価をする際に同時並行的に評価がされていて、それを我々のほうとして参考として使うということはあるだろうなということで、今回このような記載をしているところですので、我々としては現行のうちのほうの案のままにしたいなと思っているところですので、これに関して、米林さんは何か意見ありますか。

○米林上席検査監視官 検査監督総括課の米林ですけれども、今のお話通り、我々、事業者さんは多分こうされると思うんですけども、我々のガイドなので、そういったことを書けないということでモトイキにしたいと思いますけども、自主的には当然出されれば、それを踏まえた評価をするということになると思っております。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ATENAはどうでしょうかね。

○富田部長（ATENA） そういうお答えになるとは思いましたので。我々としては、当然白以上になる場合には、しっかりとこれやっていきますので、それをしっかりと取り入れてというか、ご参考にしていただければなど、お話を聞いていただければなどと思ってます。そのことをちょっと確認したいだけです。基本的には、これでよろしいかと思えます。

○武山検査監督総括課長 分かりました。

ちょっと軽微事例集はちょっと後にして、その次、No.5ですけれども、これ運転員能力のところのガイドで、222ページ辺りからあるわけですけれども、これに関しては小野さんから回答いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○渡邊課長補佐 ちょっと小野さん外してしまったので、一応聞いている点、渡邊から…

○武山検査監督総括課長 では、渡邊さんお願いします。

○渡邊課長補佐 お伝えさせていただきますと、あくまでその観察の例ということで、今のガイドの記載から外れてるか何かの問題があるというものではないというのは先ほど少し説明させていただいたところかなと思っておりまして、ただ、いろいろ記載の適正化でご意見いただいているところです。おそらく今、ガイドに書かれてる内容が実際にシミュレーター訓練やられる際のちょっと手順とずれてるところがあるということに起因してこういったご指摘いただいているのかなと思いますので、少し記載の適正化の部分については内容を確認させて、ちょっと適宜修正するなど対応させていただければと思います。

以上です。

○武山検査監督総括課長 これはシミュレーターでの訓練というのはどうなってるかということの、何て言うかな、我々のほうではこう見てるんだけどって話を書いているんですけども、それがもしちょっと実態に合っていないということであれば、それに合わせる形な

のかもしれませんがねという形かなと思ってます。これがちょっと気になったのは、どこだったかな、No.5-3とかのところで、いわゆるその専属の監視員を配置して数値を読み上げていたかとかって、数値の読み上げとかというのは今してませんみたいな話を書いているんですけど、これってすみません、私、昔のことしか覚えてないけど、昔はよく数字読み上げてたりとかしてたと思うんですけど、最近はそれをやめてるんですか。

○富田部長（ATENA） ATENA、富田ですけれども、関西さん分かりますか。

○菅マネジャー（関西電力） 関西電力の菅です。

ちょっと私もこの運転員じゃないんですけども、これはもういちいち理由書いていますけども、大きな声で読み上げて対応するようなことはしてないと。要は、中央制御室を静寂な環境にするということを目的として、大きな声で読み上げると、そういう対応は実施していないということです。

○武山検査監督総括課長 何かすごく違和感があって、いいのかなと思ったのは、つまり、どうやってチーム内のコミュニケーションとっているんだろうなって思ったんですね。つまり、そのときに例えば当直長が「今、何とかのパラメータどうなってんだ」と聞いたときに「こうなっています」とかって、何かそういうやり取りも何かないのかなというのが非常に気になりました。事故時においてですね。そこは本当にそうなんですか。

○森永担当（関西電力） 関西電力の森永と申します。

一応、訓練のときのやり取りとしましては、当直長のほうから数字の監視の指示があれば、少し数字を監視して、閾値も同時に指示されてますので、その閾値に達すれば、閾値に達したというような形でチーム内に周知するようにしています。なので、昔のように連続的に数字を定期的に読み上げてということは今対応されてないんですということになります。

○武山検査監督総括課長 小野さん、運転員能力の意見どうでしょうか。

○小野上級原子炉解析専門官 実用炉監視部門の小野です。

事業者さんに聞くと、最近のJANSIとかWANOピアレビューを受けて、そういう運転のそういうやり方ですか、そういう振る舞いはいろいろ改善されてるとは聞いております。今の大きな声出さないと中央制御室の中で、静かな中で操作をやるという方向に今動いているのを聞いておりますので、それに合わせてガイドのほうも適宜修正させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○武山検査監督総括課長 そうですか。分かりました。だから、何か口頭でやり取りとかは一応してるけど、そんなにうるさくやってないと、そういうことですかね。

○菅マネジャー（関西電力） 関西電力の菅です。

その通りでございます。

○武山検査監督総括課長 分かりました。

○小野上級原子炉解析専門官 実用炉監視部門の小野です。

我々も最近、検査とか、日常検査に移しましたけれども、たまに検査行ったときはだんだん静かに操作やってるのは一応我々も確認しております。運転員能力ですので、最終的にその事故の収束の方向に持っていくというのが最大の目的ですので、その中で事業者なりそういう決めた運用の中で適切にやっていただければいいかなと思っております。

以上です。

○武山検査監督総括課長 分かりました。ちょっとくどいようだけど、これは結局あれですか、モニター類とかが結構多くなってきているから、なんかそんなに声張り上げなくてもいいんだみたいな、だんだんそういうメカが変わってきてるからと、そういうことですかね。小野さんどうですか。

○小野上級原子炉解析専門官 実用炉監視部門の小野です。

確かに、特にデジタル制御盤とかですね、高浜の1、2号とか美浜3号とかになると、なかなかCRTの前に座った形でディスプレイ上で操作できますので、特に大きな声を出して、昔のように運転員があっち行ったりこっち行ったり、そういうのはなくなってはきているかなと感じています。

以上です。

○武山検査監督総括課長 分かりました。

ちょっとATENAからのご意見に関しては現状、そっちのほうに動いてるんだから、そうかなみたいな感じですね。

分かりました。ありがとうございます。

櫻田さん、お願いします。

○櫻田原子力規制制度研究官 原子力規制庁の櫻田です。

私は、以前はこの会合に出たことがないので、今回初めて出てます。今現在、私はどういう仕事してるかというところから申し上げたいんですけども、原子力規制制度研究官という形になってまして、規制検査制度を検査には携わらない立場で、でも、部門内でコメントするってそういう役割を担っております。したがって、今日、何かものがあれば、言いたいことがあれば事業者に対しても、あるいは検査官の側に対してもお話ししたいと思っています。

そういう観点で今の話なんですけども、やり取りは分かりました。分かりましたんですけども、ここで大事なことは何かというと、おそらくですよ、運転シミュレーターによる訓練をオーバーサイトしている検査官が何に気がつく必要があるかという、それをそのマニュアルに書き下すという、そういうことだと思うんですね。確かに声出してたかとか、指差し確認してたかとか、そういう具体的に今訓練の中ではやってないよみたいなことが書かれていると、それは検査官を誤った方向にガイドしてしまう可能性があるのではよろしくないと思うんですけども、かといって、ご提案のような監視対象を確認していたかみたいな、とってもふわっとした形だと、それはそれでまた検査官のガイドにならないと。だから、マニュアルに書くべきことは、例えば当直長の指示に従って適切なきに適切な情

報を入れていたかとか、あるいは当直長が気がついてないんだけども大事だと思ったことを自ら確認して、情報共有してるかとか何かそういったところに目が行くような形のマニュアルにすべきじゃないかというふうに思ったので、ちょっと一言申し上げました。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

米岡さん、お願いします。

○米岡理事 米岡です。

私も櫻田さんと同じ趣旨の意見を申し上げようと思っていました。やっぱり形式にこだわらず、目的志向の検査のガイドにさせていただいたほうが、事例で出すのはいいと思いますけれども、いいと思います。例えばこの件も、必要な要員に適時に必要な情報が伝達されていたかというような確認ポイントにしませんと、どういうふうにやったかということにこだわりすぎるとするのは、検査はやっぱり形式的で表層的で重要な点に着目しない、なんていうか、そういう検査になっていってしまうような懸念があると。我々は今、そこを脱皮して、目的志向で何がどういう目的を達成だとしていくかということに着眼を置くということで意識があって、そこはあって前に進んでいると思っていますので、ぜひそういう観点でご意見が事業者の皆さんと合うような記載の仕方にしていただけたらいいと思います。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。

そうですね、パフォーマンススペースというのは、まさにそういうことかなと思いますけれども。

小野さん、どうですか。

○小野上級原子炉解析専門官 規制庁の小野です。

おっしゃるとおりかと思います。その点を踏まえてもうちょっとガイドのほうに……見直したいと思います。ありがとうございます。

○武山検査監督総括課長 分かりました。

本件はそういう形でよろしいですかね。

では、次ですね、運転員能力はずっと5-6まで行くのですけれども、今度6番ですね、これは運搬される輸送物の確認ガイドですけれども、これ306ページに記載があります。いわゆる運搬物確認申請というのを運搬が開始される予定日の一月前を目安に申請がなされることが望ましいというガイドを書いたのを記載をなくしました。これ、手続き論の話を書いているので直接確認のため、確認のガイドというのにちょっと若干なじまないんじゃないかということで切ってるんですけれども、これについてATENAのほうからは、要するに運用が変わるのかという懸念があるということなんですけれども、これについての回答は奥山さんでいいのかな、これは。

○渡邊課長補佐 そうですね、特にこれは誰か担当の方来ていただいているわけではない

んですけども、ちょっと私からお伺いしたいのは、まさに手続き論ですので、何か我々の検査ガイドのこの記載に基づいて、その事業者の方が何か実際に動かれているということここで消されてしまうと、何か実運用上困るといった、何か懸念があるのか。その性質で言えば、むしろこれまでのこういった実績を踏まえて事業者のガイドのほうに書いてもらうとか、そちらのほう筋としては正しいんじゃないのかなと思って、今回、改正を少し検討したんですけども、この点いかがでしょうか。

○富田部長（ATENA） ATENA、富田です。

確かに、このガイドに関しては規制庁さんの検査ガイドなので、確かにここから落とすことによってどういうことになるのかというのは分からないんですけども、我々としては、実運用が変わらないんですよということを確認したくてですね、ここから消すというその意図が、いや、今までと変わりませんと、特に今回の趣旨は、事業者さんが確認するようとか、申請するようという、事業者の行為を示すようなものは消しましたと、ですから、これまでとは別に大きく変わるものではありませんということであれば、特にこれに関してこれを否定するわけではなくて、これでも構わないかなと思ってますが、そこだけがちょっと気になってるところでございます。

○武山検査監督総括課長 武山ですけども、多分この発送前点検の説明書というのを確認申請のときに多分つけることになっていて、その説明書の中身が、例えば点検はまだやられてないと、こういう点検しますと書いてありますということで多分出てきていて、その1ヶ月前というのは、つまりこれ開始される予定の1ヶ月前のこの間の間にですね、点検がなされるんだと思うんですね。なされた結果こうでしたというのが出てきて、それを検査官が確認をしに行くときに、その検査結果が出てますみたいな話だと思うので、多分、今まで、原子力規制検査ができる前までかどうか分かりませんが、とにかくそういう形になっているので、多分この1ヶ月前に出していただくということについては変わらないんだと思うんですよ。

これはこういうことで、大向さん、いいですよ、変わらないということでもいいですよ。

○大向安全規制管理官 核監部門、大向です。

運用を変えるものではございませんので、特にご心配の向きは必要ないかなと思います。

以上です。

○富田部長（ATENA） ATENA、富田です。

どうもありがとうございます。これ確認できれば十分でございます。

以上です。

○武山検査監督総括課長 次の7番も同じような話で2ヶ月前に出してくれという話になっていて、これも多分趣旨は同じで、基本的には2ヶ月前に出すということについては、事業者のほうで出していただくようにしていただければそれは構わないしということだと思

っています。これは運用も変わらないということをお願いいたします。単に整理の問題、書類の整理の問題というふうに考えている。どこかに、この運用がどこかに、この書類とは別にですね、どこかに示されたほうがいいのかもかもしれませんので、そこはちょっとまた要確認かもしれませんけれども、いつも運用は変わらないというふうになります。

○富田部長（ATENA） ATENA、富田です。どうもありがとうございます。承知しました。我々のほうでもちょっと考えたいと思います。

以上です。

○武山検査監督総括課長 あと、軽微事例集ですね。ちょっと次の何かいろいろ細かいところはあるので、ちょっとこれはまた後にしたほうがいいんですかね。ちょっと押さなきゃいけないところというのは軽微事例集のほうなので、まず最初に軽微事例集のほうにまた戻らせていただいて、資料3-2の別紙2ですね、こちらのほうのご意見に対しての話ということで進めたいと思います。軽微事例集に関しては、資料で言うと156ページですかね、156ページ以降に資料がありますので、ちょっとそこを開いていただければと思います。

今回、軽微事例集ですね、発電炉、それから核燃料施設。核燃料施設に関しては以前の面談のときちょっと間に合わなかったので、今回初めて、お初だと思いますけれども、載せていますと。それで、軽微事例集に関しては、前回の意見交換会合のときは、実は軽微事例集ではなくて指摘事項集みたいなことにしようかって話をしていたんですけども、指摘事項集に関しては、もう既に実はホームページ、我々のホームページに一覧表があって、そこを見りゃ分かるということなので。検査官としては、検査官のガイドとしては、まあそれを見りゃ分かるのでいいですよという話になると。

したがって、でもそうはいっても、何か検査官の参考になるようなものがあればいいということなんですけれども。それに対して、ATENAのほうで、軽微事例集みたいなやつは残してほしいという意見もあり、また、うちの検査官の中、内部でも、やっぱり軽微事例集というのは何かあったほうがいいよねという御意見もあって、今回、軽微事例集を載せるということにしました。

載せるに当たって考えたのは、以前のときも申し上げたような、米国の事例というのについては、日本での事例じゃないので、もし参考にするのであれば、実際に今まで経験したもので軽微と判断したものはこんなのがあったんだということ、取りあえず載せておくのかなと思って載せています。それを載せたのが、今回この156ページ以降のやつとして載せているということでございます。

ATENAのほうから御意見があったのは、アメリカと同じように、軽微事例集において、軽微、何かあるパフォーマンス劣化があったときに、軽微である理由と軽微でない理由というのですか、場合ですか、その何か両方の場合を書いたほうがいいんじゃないかという話でした。我々として、実はこれも考えたんですけども、やはり実際にあった事例というのをきちっと書いて残しておくべきだし、逆に、じゃあこれはこうだったら軽微じゃないとかということまで書く必要があるのかなというのはちょっと気になりました。

あまり変にバイアスを、検査官にバイアスを与えたくないというのもあって、できるだけ事実です、実際の事例だけを載せるというほうがむしろいいのではないかと、今回そうしています。ATENAさんのほうから、いろいろそのような透明性の確保等を言われていますけれども、これについても、やはり第一に考えるべきは、やっぱり検査官のガイドということですので、そこのバランスとの関係もあるのかもしれませんが、それについて考える上で、やはり実際の事例だけを載せるというほうが紛れないんじゃないかなと思ってまして。こういう事例があって、これに対しては軽微という事例だったということだけを載せることでとどめたいなというのが、今回の趣旨でございました。

これはいろいろ御意見があるかもしれませんが、というふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、別紙2で、後ろのほうに赤字でいろいろと、ちょっと付け足したほうがいいんじゃないかみたいな話があるので、ちょっとそこについても、ちょっと御意見というか、あれを考えたいんですけども。この資料の別紙2のところの表紙の後の10ページというやつであるわけですけども、これも参考にしてくれという話なんですけど。まず、軽微である理由で、監視領域の目的で発生防止というのを限定して書いてますけども、基本、軽微の場合は、どの監視領域にも当てはまらないということじゃないと軽微にならないんです、理論的にはです。だから、したがって、一つの監視領域だけを着目する書き方にはしないほうがいいんじゃないかと、これ書いていませんということだとか。

あとは、事例の3辺りで、ちょっと長期停止プラントということについて、関係ないんじゃないかみたいな話を書いてあったと思うんですけども。これ実はこの消火系配管が、今、長期停止プラントだからこそ、逆にこれはまだ技術基準適合性が確認されてないんです。だから、もしそうだとすると、少しまた、例えば内部溢水の関係とかで大丈夫なのかみたいな話も出てきたりとかして、もうちょっと幅広く考えなきゃいけないんですけども。この事例に関しては、実際、長期停止プラントで起きた事例で、ある意味、安全へのインパクトというのがもう大分低い状態であって、かつ、ちゃんと消火系配管について補修、応急的な補修がされていて、それに対しては、これ一般的な消火配管でもあるので、消防のほうでも確認していますみたいな話だったので、まあいいんじゃないかということになったということで。そういう意味からすると、ここは正直ベースで、そのときの経緯を書いているということで分かりやすいかなと思って、こちらにそういうふうには書いてるところがあります。

この軽微事例集に関しては、小野さん、どうですか。小野さんいないか、もう。補足してもらおうと思ったけど、いないですね。すみませんでした。

ということでして。基本的には、そういう形で、実際にそのときに判断したことをちゃんと書いておいたほうがいいかなということを書いてるところはあります。どうでしょうか。これは選択の問題なので、ということでちょっと御理解いただければというふうに思うんですけども。

また、これ検査官会議が、また私のほうで、内部でまた3月の下旬にやるので、また、検査官の中で、これについてちょっとどうなのかという意見もちょっと交わしたいと思っ
ていまして。いろいろやっぱり、先ほど言ったように、基本的には検査官のためのガイド
ですので、ちょっと使いやすいようにしたいなというのがあります。

森下さん、どうぞ。

○森下長官官房審議官 規制庁の森下です。

今の話に関連して、もし事業者側が言っている、軽微でない場合というやつを盛り込もう
とすると、何かそのために、どういう場合がという議論がしないと書けないと思うんで
す。今のこのベースであれば、あった事実、検査で確認したものをしたただめるだけで
いけるんですけども、それとは違うときに議論してないことを書こうと思うと、別途
の議論をするような仕組みがないと、ここに書き込むことができないなというのを、ちょ
っと今日聞いていて、私、感じています。

以上です、私のコメントは。

○武山検査監督総括課長 そうですね。だから、そのために一つ作業が発生することにな
るんです。我々としては、あまりちょっとこういう作業に時間を費やすのはどうかなと、
実は思っていたりもしてまして。先ほど、事例が少ないのもうちょっと充実してくれ
という話は、これはあるかもしれませんが、我々、データベースを構築しつつあるので、
それでだんだん気付き事項に関して、実は内部でいろいろとインプットしてもらっていて、
そのときその都度、これは軽微か軽微じゃないかみたいな、実はそういう判断を本庁との
間でやっています。

したがって、そこで事例が積み上がってきて、これはいい事例だということがあれば、
当然こういったものについても、この軽微事例集に反映して、将来の検査官のためにした
いなとは思っているところです。よろしいですかね。

○酒井理事（ATENA） ATENAの酒井ですけど、よろしいでしょうか。

○武山検査監督総括課長 どうぞ。

○酒井理事（ATENA） 今のお話を伺いまして、事例を積み上げていくことの重要性、そ
ういったものも私どもとしても承知しているところでございます。本件の扱いにつきまし
ては、そういったものを見ながら継続的に議論をさせていただくという、継続的、継続議
論という扱いにさせていただきたいと思うんですが、それでいかがでしょうか。

○武山検査監督総括課長 継続して議論をすることは大事だと思いますので、そのために
この意見交換会合はあるので、いろいろ継続して、改善点があれば議論していきたいと思
います。

○森下長官官房審議官 規制庁の森下ですけども。

○武山検査監督総括課長 はい、どうぞ。

○森下長官官房審議官 ATENAに確認ですけども、一応滑り出しの案としては、こちらの
規制当局側で出したもので、まずは開始をするということで納得いただけたということで

よろしいのでしょうか。その後、またいろいろ継続的改善というものに取り組むという、そういう認識をされましたけども、それでATENA側はよろしいのでしょうか。

○酒井理事（ATENA） ATENA、酒井でございます。

森下さんのおっしゃったとおりでよろしいかと思っております。まずはスタートをしてみ、積み上げていって、継続的な改善をお互いに議論していくと、こういうことでよろしいかと思っております。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。ほかの御意見、5ページ以降ですか、この3-2の5ページ以降に細かい、いろいろと誤記の類いも御指摘いただきましたので、そういうところについては確認をした上で、必要な修正をしたいと思っておりますけれども。この5ページ以降のところ、何か確認しておきたいことってありませんか。記載の適正化がほとんどだと思うんですけど、意図の確認みたいところが幾つかあるんですけども。

じゃあ、渡邊さん、お願いします。

○渡邊課長補佐 検査監督総括課の渡邊です。

資料で少し意図の確認に関するところなので、ちょっと簡単にお答えできるところは、お答えしたいと思います。

5ページ、12番の附属書2の用語の定義に関するところで、今回、緊急事態等という部分、記載を見直しているところなんですけども。ここに対して、重大事故発生時及び大規模損壊発生時ということかということなんですけども、改正の意図としては、それだけではないということ。ちょっと注釈つけるかは、少し検討させていただきたいんですけども。そういった事象に至るところですとか、その前段で事象発生時なり、LCO逸脱なり、そういった部分から連続的に見る場合もあるんじゃないかということ、御担当の方、考えていらっしゃいましたので、少しそれよりは広い概念だと、今のところ我々、理解しております。

あと、8ページの74番、地震防護に関する記載に関する意図の確認ですけれども。これはどういった意図でということなんですけども、これは純粋に検査官からの意見で、委員会で議論したような地震計の扱いというところは、ガイドにしっかり書いておいたほうがいいんじゃないかという内部の意見で、純粋に内容を追記するといったものになります。

あと、75番の放射性廃棄物じゃない廃棄物、NRの記載で、ちょっと記載ぶりが、「資機材等」というところが「資材等」と同意かということについて確認ですけれども、これは同意ということで、ちょっと記載を合わせるとか、そういったところは検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○武山検査監督総括課長 今の話、ちょっと補足をさせていただきますと、5ページの12番ですか、12番の御意見です、重大事故等発生時と大規模損壊発生時と緊急事態等の解釈はイコールかという話なんですけども。これは97と書いてますけど、こっちの新しい資料

だと、71ページに対比表があります、ここで書いてあって。

この71ページのこの資料というのは、重大事故等対処及び大規模損壊対象に対する重要度評価ガイドなんですけれども、今回この改正というのは、ちょっと明確化したのが、何を明確化したかと言うと、70ページのほうは、いわゆる平時からの準備がきちっと成立しているかという観点でのお話と。4.2いう71ページのやつは、これは実際起きたときの対応が大丈夫だったのかと、適切だったのかという話なんです。今回、4.2の実際起きたときの対応は大丈夫だったのかということについて、実はいろいろ難しい問題があるので、あらかじめ緑とか、白とか、黄色とかとなかなか決められないんじゃないかということで、今回SERPという、関係者が集まって、どうなんだろうなという議論をした上で決めるということにしています。

例えば、事例を挙げると、何か事故が起きたときに、例えば手順どおりやっていなかった、だけどうまく収束できましたというのがあったりすると。それは確かに手順どおりはやってないんだけど、何か事故が起きたときって、やっぱり予測外のことが起きたりするわけですよ。そういったことに対してもちゃんと対応できて、したがって、その結果として手順と合わなかったということもあり得る話なので、それを一々とがめるのかという話もあったりする。もともと、その事故が起きたこと自体をとがめなきゃいけない話なので、事故の対応についてどこまで踏み込んでこの評価をするかというのも、そのときの多分議論にもよると思うので。実は、ここはだからそういう意味では、オープンクエスションになっているかなと思っていますので、ここで言っている、今言った、じゃあ実際に起きたときという起きたときを、重大事故等と大規模損壊に限定するかどうかという話なんです。当然、何か事象が起きれば、その事象がそういう重大事故などとかに発展する可能性はなきにしもあらずで、なかなかどこからどこまでというのは切れないのではないかということで。したがって、そういう事が起きたときの対応としては、こういうふうな対応になるんだという一つの枠を作ったという、そういうふうな形になっています。

だから、緊急事態等と、この重大事故プラス大規模損壊がイコールかどうかという、それはイコールじゃなくて、緊急事態のほうがちよっと広い概念を、実はちよっと見えています。

ただ、実際それが適用されるかどうかは、ちょっと難しいんですけども。何かあったとき、要するに基本的には、どのシチュエーションにおいても、検査で何か対応できるようにしておきたいということで、ちよっとここに入れ込ませていただいたというのが、このガイドの趣旨です。

それから、あと地震です。地震のところのやつは、これ261ページです、261ページに記載があるんですけども。これは実は委員会でも一度議論になりまして、この地震防護のところの地震計の話というのがあって。御存じのとおり、地震計というのは、いわゆる地震が起きて、自動的に原子炉を停止させる装置というのがあって、そういったものについては、当然、許認可の対象になっていて。したがって、我々のほうとしても、その検査を

しています。それ以外の実は物というのが、地震計というのが、それ以外の地震計というのが、実は事業者は持っています。

例えば、その敷地の中の地震がどんなふうな、土地によって、土地の広さが広いものですか、あちこち地震計を入れておいて、どんなふうに揺れているんだみたいなことが後で分かるようにしておくとかいうのがあったりします。こういうのも、一応技術基準的に詳しいスペックが決まっているわけじゃないんですけれども、多分保安規定とかで、地震の観測というのを読み込んでいって、その観測機器がきちとなっているのかみたいなことがあったりとかして、そういったものもやっぱり検査対象として見る必要があるんじゃないかということで、そういったものを入れたりとか。あるいは、そういったものにも該当しないような地震計、もうちょっと広い地震計、該当しないとはいっても、例えば、ある震度になったら、発電所の所員の人はこういう対応しますとかという、所員の対応するための地震計というのがあって、そういったものなんかも、当然保安活動で使われている以上は、検査の対象にしなきゃいけないということです。

ただ、その優先順位が、ここに書いてあるように、原子炉保護用の地震計というのは、先ほど言った自動的に止まらなきゃいけなかったりするわけで、こういったものは優先度が高いですし、それに比べて優先度はこっちのほうが低いですみたいなことを単に言っているだけで。検査官が、検査の重点をどこにシフトしたらいいかみたいなことを目安として書いているということでございます。分かりますでしょうか。

○富田部長（ATENA） ATENA、富田です。

どうもありがとうございます。御説明ありがとうございます。理解しました。ここに何か書いてありますけども、ちょっと細かいので、今後ちょっと面談か何かで御説明なりさせていただければなと思っていますので、よろしく願います。

以上です。

○武山検査監督総括課長 はい、分かりました。ありがとうございます。

大体、主なところはそんなところですかねという感じですね。

じゃあ、議題3は、何か全体として何かありますか。

櫻田さん、願います。

○櫻田原子力規制制度研究官 規制庁の櫻田です。

議題3で、今、議論が終わったと思うんですけども、資料を見ていて、ちょっと感想なんですけど。特に軽微事例集に、とても事業者側が関心が高いというのが第一印象で。ちょっとうがち過ぎな見方なのかもしれませんが、その背景にある意識は何かと想像したときに、こういうことであれば指摘事項にはならないという線を明確にして、それをてこにして、検査官に何か言われても、ここに書いてあるじゃないですかというふうに使いたいということが、もし、そんなことないんじゃないかと期待しているんですけど、もしそうだとすると、ちょっとやっぱり考え方を改めていただく必要があるかなというふうに思うんです。

ちょっと、とても気になったのは、この資料3-2の別紙2の1の(1)の一つ目のところにあるんですけど、2行目に、軽微でない場合の記載は、検査官の主観が極力入らないように意図的にしているんだ、NRCではと書いてあって。物の見方なんですけど、こういう言い方ではなくて、恐らく軽微か軽微でないかという、その線引きはどこにあるのかなということを検査官に判断材料をできるだけ示しましょうというために作られているものじゃないかなというふうに思うんですけど。検査官の主観的な判断を限定しようという、そういうような言い方じゃ多分ないんじゃないかと思うんです。

ちょっと長々言いましたけども、検査官マニュアルは、このマニュアルに従ってものを見ていけば、それでいいんだというものじゃないです。先ほど米岡先生もおっしゃっていたんですけども、そういうようなつくり方をするものじゃなくて、検査官の見方を例示をして、検査官が迷ったときに、前にどんな事例があったのかなとかと見に行けるようにする、そういうものであってほしいなというふうに思います。

一方で、同じ資料の次のパラグラフには、事業者とNRAで重要度のずれをなくしていくのが重要と書いてあって、これは多分そのとおりで、そういう活動が今ここで行われているんだと思うんですけども。ここだけじゃなくて、日々の検査における検査官と事業者のやり取りとか、あるいは、もうちょっとそれが進んで、報告書となって、こういうふうに書くんですけどどうですかというときのやり取りなんかを通じて、そのギャップを埋めていくという努力を日々やっていく。それは検査官側にも必要だと思うし、事業者からも、やっぱりおかしいんじゃないかというところは、どんどんおかしいんじゃないかというふうに声を上げていただくということが大事だと思うので、そういう意識でお互いに進めていただければいいなというふうに思いました。

以上です。

○武山検査監督総括課長 はい、ありがとうございます。そのとおりだと思います。検査ガイドも、あくまでもガイドですので、やっぱり検査官の知見とか、経験とか、あるいは技術的な考え方みたいなやつも、当然盛り込まれた形で検査が行われなければいけないというふうに思います。

それから、あと、重要度のずれというものについて、やっぱり基本的には事業者、NRA、両方とも同じ認識で立たなきゃいけないと思いますので、そのような形になるように、お互いコミュニケーションを取っていくということも大事かなと思っています。

はい、ありがとうございます。

○富田部長（ATENA） ATENA、富田ですけども、よろしいでしょうか。

○武山検査監督総括課長 はい、どうぞ。

○富田部長（ATENA） 今、櫻田さんに御指摘いただいたことなんですけども、とにかく検査官と我々事業者とのずれをなくしたいというのが一念です。安全をないがしろにするだとか、そういった、ここまでは軽微で、ここからは緑ですということを、ここまでやっているから軽微なんですよねって、そういう言い方をするつもりは毛頭ありません。我

々は、毎日、御存じのとおり、日々安全性向上に取り組んでいるところでして、現場の安全もそうですし、原子力安全もそうということで、ずっと続けてやっているところです。その中で、我々としては、事業者と規制庁さんとのずれをなくすべく、こういった文書のものを作っていったらいかがかなというふうに考えて提案しているものでして。

もう一つおっしゃられていた、現場での検査官さんとのコミュニケーションというお話もありました。これに関しましては、言わずもがなですけれども、しっかりと取らせていただいております。日々、先ほども申し上げましたとおり、どういうところが懸念事項とかということも含めて、いろいろなコミュニケーションをさせていただいております。これは結構、言い方はあれかもしれませんが、やっぱりここ数年、かなり改善されておりました、我々もしっかりと検査官さんとコミュニケーションを取らせていただくことによって、安全性は向上しているんじゃないかというふうに考えております。

ですから、初めにおっしゃられたことは、基本的に毛頭ないということで、しっかりと我々は、日々こういった原子力安全向上に努めているという流れの中で、線引きというわけではないんですけど、クリアにしたほうが分かりやすいんじゃないかと。

ただ、ここにも述べているんですけども、この事例集に上げたからといって、その事例と同じことが起こったからといって、それがまさに同じように軽微であったら軽微であると、そういったことにはならないと。なぜならば、やっぱりそれはシチュエーションが違っていたり、背景が違っていると、そういったことには結論にはならないので、そういったことは重々承知の上で、明文化したほうがやっぱり世間的にはしっかりと世間に示していく上でも、やっぱりクリアにしたほうがいいんじゃないのかという提言であります。

以上でございます。

○武山検査監督総括課長　それで今、ちょっと今、やり取りを聞いていてあれだったんですけども、いわゆるコミュニケーションです、検査官とのコミュニケーションで、何でもこんな質問をするんですかみたいなのを聞いて、いろいろと言ってくれるということなんですけれども。実は、それにちょっと絡んだ話として、実は今回の資料で、資料3-1の中の14ページで共通ガイドというのがあるんですけども。ここで実は、ちょっとそれに絡んでというわけじゃないんですけども、ちょっとそれに関係しそうなところとして改正した点がありまして。

この14ページの上のほうに、検査気付き事項という、bというのがあって。ここで実は、以前は所見を述べることは構わないけど、それが検査官の要求と取られないように注意してくれと書いてあるのをやめました、何も書かないと。つまり、何でもかという、実はこれアメリカの検査官ともいろいろ意見を交わしているんですけども、彼らのほうは、実は所見は述べないと言っているんです。つまり所見を述べるというのは、一つは、相手がやっぱり、一つは、相手に何かヒントを与えてしまうというのもあったりとかするわけです。ヒントというのは、つまり相手をアドバイスする。アドバイスとの線引きは難しいのかもしれないですけども、基本的に検査官が事業者に発する問いというのは、どうしてそ

うなのという問いが大事だと言われたんです。例えば、何かを見つけたときに、これはなぜここにこういうふうになっているんだとかという質問をして、事業者に答えさせるということが大事だと言われてまして。その状態に対して、私はこう思うみたいなことは言わないということが大事だと。それは、やっぱり事業者自らがきちっと、まず、それに対して答えられるかどうかということをお我々は見ているんだと、ちゃんと把握しているかと、事業者はと。

ということが大事だし。あとは、まだ把握していなかったとしても、それに対してどう思っているか。例えば、改善が要るようなものかどうかということをお、ちゃんと自ら分かっているかとかいうことが大事なので、それを手助けするようなことになりかねないところもあって、そこは明確に、そういう態度を取っているんだみたいな話があったんです。

これは非常に大事だなと思ってまして。まさに我々の独立性との関係もあるので。できるだけ、だから検査官には、どうしてそうなっているのかという何か問いかけというんですか、どうしてここにこれがあるんだとか、そういう何か問いかけをぜひしてもらおうという形で、事業者とはコミュニケーションを取ってもらいたいなと思っています。

そういう意味で、この所見というのはやめておきたいということで、今回、切ったということでございます。

よろしいでしょうか。

じゃあ、議題3はこんな形でよろしいでしょうか。

じゃあ、次、議題4で、議題3の一部ですけれども、核燃料施設等の重要度評価についてのフローを、新しく使用施設、該当の使用施設について追加するということについて、こちらのほうから御説明をさせていただきたいと思います。資料は、資料4でございます。お願いします。

○大向安全規制管理官 核監部門の大向でございます。

今回、重要度評価のガイドですけれども、核燃料施設というものを取りまとめました。資料4の2ページ目です、ここにあります。実用炉は、もともとありましたと。加工施設が3年度で、今年が使用施設と、来年度は試験炉、その他は徐々に整備する予定と、こういうふうになってございまして。今回、事業者さんの御協力も得ながら、いろいろとまとめてきた結果がこの資料でございますので、担当の平野のほうから説明してもらおうと思います。

じゃあ、よろしく申し上げます。

○平野主任監視指導官 規制庁、核燃料施設等監視部門の平野です。

詳細は4ページ以降に新旧対照表ということで記載してございますが、3ページを用いまして、概要を御説明させていただきたいと思います。

先ほどもございましたが、核燃料施設に関する初期境界評価につきましては、昨年度、ウラン加工施設のものを作っております。これが3ページの表で言うと、この左側に記載しているものとなっておりますが、こちらの考え方を参考としつつ、評価で確認され

ている事項の違いであったり、施設の特徴。ウラン加工施設というのは、基本的にリスクが均質であるところを、使用施設、今回、政令41条に該当する該当使用施設というものを対象としてございますが、取り扱う核燃料物質が多種多様であったり、その量がいろいろあったりということで、リスクのバラエティーが富んでいて、グレーデッドアプローチをいかに効かすのかといったところなんかを工夫して作り込んだものが、この3ページの右側のフローとなっております。

このフローを作るに当たりまして、該当の使用事業者の方と3回にわたり意見交換をさせていただき、一定程度の合意を得られたというところで、本日、御紹介させていただくというものとなっております。

まず、このフローに入ってくるものですが、左のウラン加工施設のところのほうからいきますと、原子力施設安全に係る検査事項というものを、まず入れるとしてございます。ウラン加工施設のときには、これ何でもかんでも入れるというのではなくて、臨界に関するものであったり、あるいは重大事故に至るおそれのある事故に関連するもの。あと、一部UF6を取り扱っているものについては、漏えいが起きるとフッ化水素が発生するという特徴がございまして、こういうものについては、このフローによらず、下のほうに書いてあります重要度評価・規制措置会合、SERPと呼んでございますが、こちらで丁寧に議論をするということで、比較的丁寧に扱うものは、このフローによらずSERPに行くとし、このフローに入るものはそれ以外のものという整理をして、このフローが整備されているといったところでです。

これを使用施設のほうに置き換えたところということなんですけれども、そこにつきましては、臨界に関しては同様のところのものと。あと、使用施設は、重大事故に至るおそれのある事故というものが許可上ございませんので、今回、該当使用施設と言っている現状ある施設にはございませんので、それに類するものということで、気体の放射性物質の放出が通常時よりも多いと確認された場合、使用施設においては、使用済燃料を分析するというので、使用済燃料をカットすると放射性物質が出る、気体の放射性物質が出ると、もともとそういうふうな許可となっているところもございまして、そういう施設において、平常の変動幅を超えるような気体の放射性物質が放出されるといったときであったり、あるいは外的事象を起因として、施設が一定の損壊を受けたり、SBOに至ってしまったと、こういったものというものは、このフローによらず、SERPと呼んでいるもので丁寧に議論をしたいということで。まず、入り口のところについては、ウラン加工の考え方を参考としつつ、使用施設の特徴を踏まえて置き換えるという形で、同等のものを置いていると、置きたいと考えているところでございます。

左側、フローの最初のところで、I番とラベルを張っておりますけれども、ウラン加工施設におきましては、新規基準の許可の段階で、安全機能を有する施設と、その安全機能であったり、それらが喪失した場合の設計基準事故というものを丁寧に確認するということがなされておまして。それを踏まえ、最初のフローのところでは、設計基準事故に

係るものかどうかといったフローを入れているんですけども。使用施設の審査においては、そのようなものがなされているものと、旧安全指針による審査のものと、いろいろまちまちというところがございます。今、我々が活用できる、その点の事故評価というものを置き換えると。具体的には、新規制基準で確認している設計評価事故であったり、あるいは、旧指針のときの最大想定事故、あるいは、安全上重要な施設があるかないかといったことを事業者が評価し、規制庁のほうに提出する報告書等がございますが、これらに関する事故に合うか合わないのかといったことで、これもこれまで確認している内容を置き換えるという形で、I-Aというところで置き換えをするということを考えてございます。

ここで事故評価に該当するのかと行って下に落ちたところで、左、ウラン加工のところのII-Bと書いてあるものと、該当使用施設II-Aというものは同じなんですけれども、間に一つ、I-Bという箱を1個用意して、はめております。これが先ほど、使用施設がリスクがバラエティーに富んでいて、グレーデッドアプローチを効かしたいといったところで、今回、取り入れたものとなっております。使用施設においては、その設計基準事故、事故に係る設備、あるいは手順に関する指摘事項があったとしても、その影響が極めて小さいものというのがあるかもしれない。そういったものについては、SERPで丁寧に議論をするまでもなく、追加対応なしとできるだろうということで、これらのものを追加対応なしとするということで、リスクの低いものについて、追加対応なしというグレーデッドアプローチができるのではないかとということで、I-Bとして置いております。

I-Bで判断基準を超えたものというのは、その下に来るということになるんですけども。こちらにつきましては、ウラン加工と同様の考え方で、閉じ込め機能の防護策が1以上ですかといったところで、閉じ込め機能、防護策が一つしかないようであれば、SERPで丁寧に議論をしますし、2以上あれば、追加対応なしとしようということで、ここはウラン加工の考え方を踏襲するということを考えてございます。

冒頭のI番のところ、Noとなったときのフローなんですけれども、ウラン加工においては、II-Aというところで、安全機能が喪失したかと。もともと設計基準事故に係る指摘事項でないとするならば、機能喪失したときの影響は極めて少ないと。なんだけども、そのときに機能が喪失していなければ、それは影響が少ないですよということで追加対応なしとし、機能が喪失した場合は、II-Bといったところで、防護策のところ、改めて考えるということ、ウラン加工のときに整理しております。

同じことができればやりたかったというのが正直なところなんですけれども、先ほど冒頭で御紹介したとおり、使用施設の審査においては、安全機能というものが必ずしも明確になっていないところがございます。置き換えで使えるものとしてどういうものがあるのかということ、意見交換会などで、該当の仕様を事業者の方と一緒に悩みまして、ここについては、敷地周辺に大体多くのモニタリングポストというものがございますが、これらの測定値が平常の変動幅を超えていなければ、そこは影響が極めて少ないということで、追加対応なしとしてはどうかということで、このような置き換えをしております。

大きくウラン加工で整備したフローを踏襲しつつ、使用施設で確認されている、審査で確認されている事項であったり、そのリスクがバラエティーを富むといったところを考慮しまして、今回工夫して作ったというものが、3ページの右側のフローとなっております。これをガイド上どういうふうに反映したかといったところでございますが、代表的なところだけ申し上げますと、今回の資料でいう8ページのところに、4.2ということで該当使用施設における初期境界評価ということで、今口頭で御説明したことを書き下したものを記載、新設しております。あわせて、今回の資料で言うと、この12ページに、本日お示ししているフローと、あと補足的なところを記載したもので、最後に16ページ以降ですけれども、該当の使用事業者の方と意見交換をしながら、その場でこのフローを議論した際に、事例として意見交換をしたものを記載してございます。細かいところの説明は割愛しますが、このような形で使用施設の初期境界評価のフローを、附属書10と呼んでいる核燃施設の初期境界評価、重要度評価のガイドに盛り込みたいと考えているというところでございます。

説明は以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。では、本件に関して意見交換をしたいと思えます。いかがでしょうか、御意見。

どうぞ、勝田先生、お願いします。

○勝田教授 勝田です。

説明ありがとうございました。すみません、ちょっと初歩的な質問で恐縮なんですけど、使用施設というのがまだちょっとイメージつかないところがあって、具体的に何か事例があれば。ちょっと文章を読めば書いているんですが、教えていただけたらと思えます。特に再処理施設の中に使用施設というのがあるのかなのか、ちょっとそこも含めてよく分からないところがあって。ここら辺に書いてある加工施設、その他の施設、それを含まないものを使用施設と呼んでいるのか、ちょっとそこら辺が分からなくて、教えていただけたらと思えます。

以上です。

○平野主任監視指導官 核燃料施設等監視部門の平野でございます。

今どのようなものかというところですが、該当使用施設につきましては、事業者としては機構、原子力機構と、あと核管センターと、NFD、NDCと呼んでいるところになります。機構の中で再処理施設という具体的なお尋ねがございましたが、再処理施設とか、そういったところの事業者は、使用施設には該当しないということとなっております。事業者としては、核サ研は含まれておりますけれども、燃料の分析を行うような試験設備というか、そういうことをするところが使用施設になっておりまして、再処理の本体というんですか、高レベル廃液があるようなところというのは、それをガラス固化するようなところというのは、今回言うところの該当の使用施設には入ってこないと考えてございます。

○勝田教授 分かりました。ありがとうございます。

○武山検査監督総括課長 ほかにございますでしょうか。今日は、いわゆる該当使用者の方々もこのテレビ会議に参加していただいていますので、そういう方々からの御意見とかもいただきたいところですけども、いかがでしょうか。

JAEAさんから何かありませんか。

○中村技術副主幹（JAEA） 原子力機構、安核本部からよろしいでしょうか。

○武山検査監督総括課長 はい、お願いします。

○中村技術副主幹（JAEA） 原子力機構、安核本部、中村と申します。

本件、先ほど規制庁さんのほうからも御説明あったとおり、3回にわたり意見交換をさせていただいて、その上で御反映いただいたものという認識でございます。中身確認させていただきまされたけれども、基本的に意見交換での議論が反映されているものというふうに認識をしております。

特に最後のほうで、具体的に意見交換の中で検討させていただいた事例について記載させていただいておまして、こういったものが実際に起こった場合に、非常に参考になるというふうに思っていますので、こういったところまで反映させていただいて、大変ありがたいと思っています。

ということで、特段、私のほうからは意見はございませんで、感想というか、お礼ということで申し上げさせていただきます。

以上です。

○武山検査監督総括課長 はい、分かりました。もう事前に御意見をいただいている、反映されている形になっていますということですね。

ほかの使用者の方はどうでしょうか、JAEAさんが大体多いでしょうけれども。今日来ていただいている人だと、あとJAEAさん以外だとあれですか、核管センターとかは関係あるんですよね、多分。核管センターさん、何か御意見ありますか。

○向井課長代理（核物質管理センター） 核物質管理センター六ヶ所の向井と申します。

議論の内容に関しては、先ほどJAEAの方がおっしゃられたとおり、かなり意見を反映させていただいて、分かりやすいものになっているかと思えます。

あと、先ほどの再処理施設の中に使用施設がということに関してですけれども、我々、核管センター六ヶ所の管理区域、使用施設というものが、日本原燃さんの再処理施設の中に設置されている使用施設というところで、建物の中の一部が使用施設になっているといった、ちょっと特殊な事業所でございます。ほかには例がないかと思えますので、ちょっと特殊な事業所ということで、一言ちょっと説明、補足させていただきます。

以上です。

○武山検査監督総括課長 ありがとうございます。あれですね、保障措置のための分析をするために再処理施設の中にある、そういうことですね。

○向井課長代理（核物質管理センター） はい、そのとおりです。

○武山検査監督総括課長 はい、ありがとうございます。

あとは、そうですね、今日来ていただいているやつで、MHI原子力研究開発株式会社さんも、多分使用施設に入ると思うんですけども、そちらはどうでしょうか。

○町田主幹（MHI原子力研究開発） MHI原子力研究開発、町田と申します。

今回、事例検討会に参加させていただきまして、先ほどJAEAさんが発言されたこととほとんど同じでございますけれども、特に我々、類似事業者として、あんまり横のつながりというものがなかったということもあって、そういった検討会を通して、いろんなディスカッションができたということは有意義だったかなというふうに感じております。

以上でございます。

○武山検査監督総括課長 はい、ありがとうございます。

あと、同じような会社として、日本核燃料開発株式会社さんも出られていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○水迫部長（日本核燃料開発） NFDの水迫と申します。

我々としましても、先ほどからJAEAさんなどおっしゃっているとおりでございまして、3回ほど意見交換をさせていただきまして、そのときに疑問点等は述べさせてもらって、その結果がこのガイドに反映されたものというふうに思っておりますので、現時点、特に意見のほうはございません。

以上です。

○武山検査監督総括課長 はい、ありがとうございます。

そのほかの事業者さんは何か、大体、もし何か御意見があればということですけども、特にありませんでしょうか。よろしいですか。

規制庁のほうからは何かありますか。

田中先生、お願いします。

○田中委員 これは確認なんですけども、41条非該当の場合には、この10ページの4.3項を適用するという事なんです。それについてもたくさんユーザーあると思うんですけども、特に意見とかあまりなかったんですか。

○平野主任監視指導官 核燃料施設等監視部門の平野でございます。

今回は、該当のユーザーをまず対象にしますということで、非該当の方はちょっともともと対象としない形で整理のほうをしてきております。本日の資料で言うところの2ページのところで、その他、順次といったところの再処理MOXの次ぐらいのときに、埋設であったり、管理施設であったり、非該当であったりといった、リスクが比較的低いのではないのかと思っている施設について、一通りの整備がなされた後に、改めてどうしていくかということを考えていきたいと考えているところでございます。

○田中委員 はい、分かりました。

○武山検査監督総括課長 非該当は、今後また検討させていただくということですね。優先順位的には、ちょっと後のほうになりますということですかね。

ほか、ございますでしょうか。

勝田先生、お願いします。

○勝田教授 すみません、細かい質問で。輸送というのは、どういうふうに考えればいいんでしょうか、今回入らないということですよ。

○武山検査監督総括課長 輸送は、今回は入っていません。輸送は、たしかガイドが既にあるにあって、たしか公衆の放射線安全か何かで、たしかもうガイドがあるはずで、そこに輸送のやつも入っています。今回のやつにあったかな。79ページです、今回の資料で言うと79ページに、資料の3-1でガイド類の改正がありますけれども、その資料79ページで、運搬に関する線量当量率と表面密度限度の超過みたいなのがあって、この観点でのSDP、重要度評価についてはあります。あと、それ以下は法令違反で、例えば設計承認の関係とかいろいろあって、一応ここで手当てがされている形になります。

○勝田教授 了解しました。じゃあ、考え方としては、核燃料施設とこれと同様に、グレーデッドアプローチで見ているということではないということですよ。

○武山検査監督総括課長 そうですね。リスクの観点で評価をしているということです。

○勝田教授 了解しました。ありがとうございます。

○武山検査監督総括課長 ほか、ございますでしょうか。

森下さん、お願いします。

○森下長官官房審議官 規制庁の森下です。

自分の頭の整理と理解ということですけど、このスクリーニング手順は、基本的にこのグローブボックスを使って、分析とかそういう作業をしている施設から放射性物質が漏えいした場合というのが一番トラブルといいますか、評価の対象としては頭にあるにあって。外に出た場合は、もうこの右側にあるようなモニタリングポストとかで平常の変動幅を超えて上昇したかというのがあったら、もうSERPのほうに一直線で行くようになっていると。

ただ、この真ん中のほうは、放射性物質の漏えいが施設内であったんだけど、それがどれぐらいの量かとかとあって、その量が計算だったら一般の人に与えるのがどれぐらいかとか、そういうのをやってみるけども、最後は施設とか、グローブボックスの外の施設とか、換気設備とかで、閉じ込め防護機能が何枚残っているかというので重要度を判断するという、そういうふうな考え方で、この施設は造られているという理解でいます。そういうことですよ。

○平野主任監視指導官 核燃料施設等監視部門の平野でございます。

今、御発言のあったとおりで、それが昨年度整備しましたウラン加工施設で当初考えた基本的な考え方となっております。今回、使用施設におきましても、外に出る放射性物質、気体のものについてはちょっと丁寧に取り扱いますが、粒子状のものであれば、ウラン加工施設のときと同じように、今、審議官から御説明ありましたとおり、排気系統があって、フィルタがあれば、そこできちんと取れるということで、その防護策の数によって判断しようというところで。昨年度、ウラン加工施設で整備したものが、先ほど審

議官から御説明あったとおりでございまして、それを使用施設にも当てはめたというのが、今回のものとなってございます。

以上です。

○武山検査監督総括課長 あれですね、私もちょっと確認をしたかったですけれども、今回の資料4というのは、いわゆる我々の監視領域で言うと、これは原子力施設安全のところの監視領域についての重要度評価であって。これとは別に、いわゆる放射線安全の重要度評価というのがあるって、そこはもう公衆放射線安全と従業員の放射線安全という別の重要度評価プロセスがあるので、そちらでも評価がされると。

多分、だから事象が起きると、いろんなものが関連するわけですね。その中で一番重いものに多分スポットを当てて、例えば施設安全は緑だけど、放射線安全はもし赤だとすると、もう赤になっちゃうとかって、そういうふうな話になるというふうに御理解いただければというふうに思います。

ほか、ございますでしょうか。特にいいでしょうか、この議題に関しては。

じゃあ、この議題は以上でしたいと思います。議題としては、この四つで今日は終わりなんですけれども、最後の資料で参考資料というのがありまして、課題への対応スケジュールということで、前回の会合のときに、我々、改善をいろいろしている中にこういうものがあって、こんなスケジュールでやっていますというラフなものをお示しさせていただきましたけど、その進捗状況みたいなやつを一応お示しをしています。

ここに書いてある、赤字で書いてあるのが、ある意味、進捗に相当するものなんですけれども。例えばSDPの話であれば、今、御説明した使用施設のSDPの手法の提示をしましたとか。

あとPRAモデルに関しては、事業者との間で、よりコミュニケーションをよくしようということで、赤い対応をさせていただいているのと同時に、あとは日米間の機器の故障率に関する検討ということで、これは非常用ディーゼル発電機で故障が、故障というかいろいろと不具合が相次いだことがあって、それに端を発して、日本とアメリカでどういうふうに故障率というのは算定されているのかみたいな話がちょっと話題になっています。これについて、現在、検討をしている、調査をしているところなんですということでございます。

それから、事業者への機微の情報のアクセスに関して、これは事業者でのピアレビューの中身とか、そういったものについてなんですけれども。基本的には、前回の会合でも申し上げましたとおり、事業者のほうでコンディションレポートに書かれたものについては、そこがどういうものでそういうことが書かれたかは問わず、そういったものが見られれば、我々としては検査に活用できるのでよしとしましょうと。ただし、ピアレビュー自体がどうなっているのかみたいな話もやっぱり必要だし、あるいは、運転経験です、特に国際的な運転経験において、事業者の中でどんな情報が共有されているのかみたいなことも、併せて聞けたらいいかなということで、それについてはWAN0といろいろ打合せを今して、12月にちょっとして、再度またしたいなと思っているところですと。

それから、設計管理と火災防護の検査の改善ですけれども、火災防護に関しては、実は11月～12月にかけて3名派遣をして、NRCで具体的にどうやっているのかということをつぶさに見てきました。これについて、また、別の機会をまた設けさせていただいて、御説明をしたいとは思ってますけれども、一応その視察をしてきたということで、現在それについて取りまとめているところです。

それから、次の裏に行ってください、非該当の使用者に対する放射線測定機器の校正に関してです。これは、もともとIRRSのほうで指摘がされて、いわゆる放射線測定器のきちっと信頼性の確保というものを、もうちょっと見るべきではないかみたいな話があったので、それに対して、特に非該当の使用者です、保安規定とかで規程があるようなものじゃない使用者に関してはということで、それについて、今、その運用方針のガイドについて整理をしているところです。

それから、検査官交流、これは停止中のプラントの担当の検査官に、稼働中のプラントに派遣をして、その稼働状態というものについて認識をちゃんとしていただいて、将来の検査の能力の向上に役立てていただくということで。ちょっと今年度、昨年度までずっとコロナの状態だったので、やっと今年度から始めて、今、今回2名ということですが、まだ引き続き、5年度、6年度も人数を増やして交流させていきたいと思っているところです。

それから、検査指摘事項集の話は、これ先ほど申し上げた、指摘事項に実はしなくて、もう軽微事例ということで今回のガイドのような形で改正をしたいと思っているところです。

それから、総合的な評定の在り方というのがあって、これは1年間を通じて指摘事項が多く出ている原子炉について、規制庁の中で事務所の検査官と一緒に会議をして、今回この原子炉についてはどういう特徴があったのかみたいなことを、ちょっと認識合わせをさせていただいて、それについて、じゃあ評定の際に何かその認識について何か反映できないかみたいなことを、今検討していますという状況です。ちょっと今まだ検討中ですが、こういった内容をやっているというところがございます。

以上が進捗の感じでございます。

御意見どうでしょうか、何か御意見あれば。特にないでしょうか。

全体を通じて、何か御意見ございますでしょうか、今回の会合で。特によろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。ちょっと18時までだったんですけど、ちょっと早く終わりますけれども。一応、予定していた議題等は以上でございますので、これで以上で、第11回の意見交換会合を終わりたいと思います。ありがとうございました。お疲れさまでした。